

杉戸町公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定
(令和 4年3月 改訂)

杉 戸 町

目次

第1章	公共施設等総合管理計画について	1
1	策定の背景と目的	1
2	位置づけ	1
3	計画策定年度及び改訂年度	2
4	施設の対象範囲	2
5	その他	2
第2章	公共施設等の現状及び将来の見通し	4
1	町の概況	4
2	本町の地域区分	4
3	人口推計と課題	6
4	財政状況と課題	9
5	公共施設等の状況	19
6	公共施設等の更新費用推計	34
第3章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	46
1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	46
2	現状や課題に関する基本認識	46
3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	47
第4章	施設類型別の基本方針	50
1	文化系施設	52
2	社会教育系施設	53
3	スポーツ・観光系施設	54
4	産業系施設	56
5	学校教育系施設	58
6	子育て支援施設	60
7	保健・福祉施設	63
8	行政系施設	65
9	公営住宅	68
10	公園	69
11	その他	70
12	上下水道施設	71
13	インフラ施設	72
第5章	フォローアップの基本方針	74
1	フォローアップの進め方について	74
2	町民や議会との情報共有について	74

《備考》

※課名については、令和4年4月1日組織改正による名称を適用しています。

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 策定の背景と目的

本町では、昭和50年代を中心に、人口増加や町民需要に応じて学校、公民館等の公共施設を数多く建設してきました。しかし現在、人口の減少や少子高齢化を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じています。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になると見込まれます。

一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増大により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

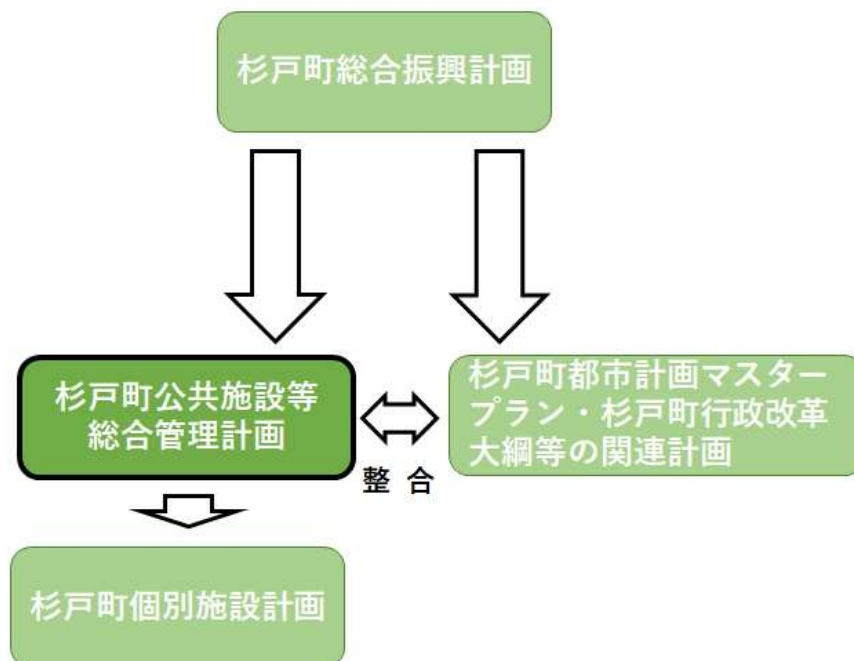
こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・長寿命化・統廃合等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、最適な配置を実現して行政サービスの水準を確保するため、杉戸町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定します。

2 位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「杉戸町総合振興計画」を踏まえ、公共施設等に関する基本方針を定める計画として策定します。

本計画は、公共施設等マネジメントの推進にあたって、「杉戸町行政改革大綱」、「杉戸町都市計画マスタープラン」などの関連する計画との整合性を図るとともに、主要な公共施設等の更新・維持管理等に関する実施計画として令和3年（2021年）3月に策定した「杉戸町個別施設計画」の基本方針として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理方針を示す計画となります。

図表1-1 総合管理計画の位置づけ



3 計画策定年度及び改訂年度

本計画は、平成29年度（2017年度）から令和28年度（2046年度）までの30年間を計画期間としています。

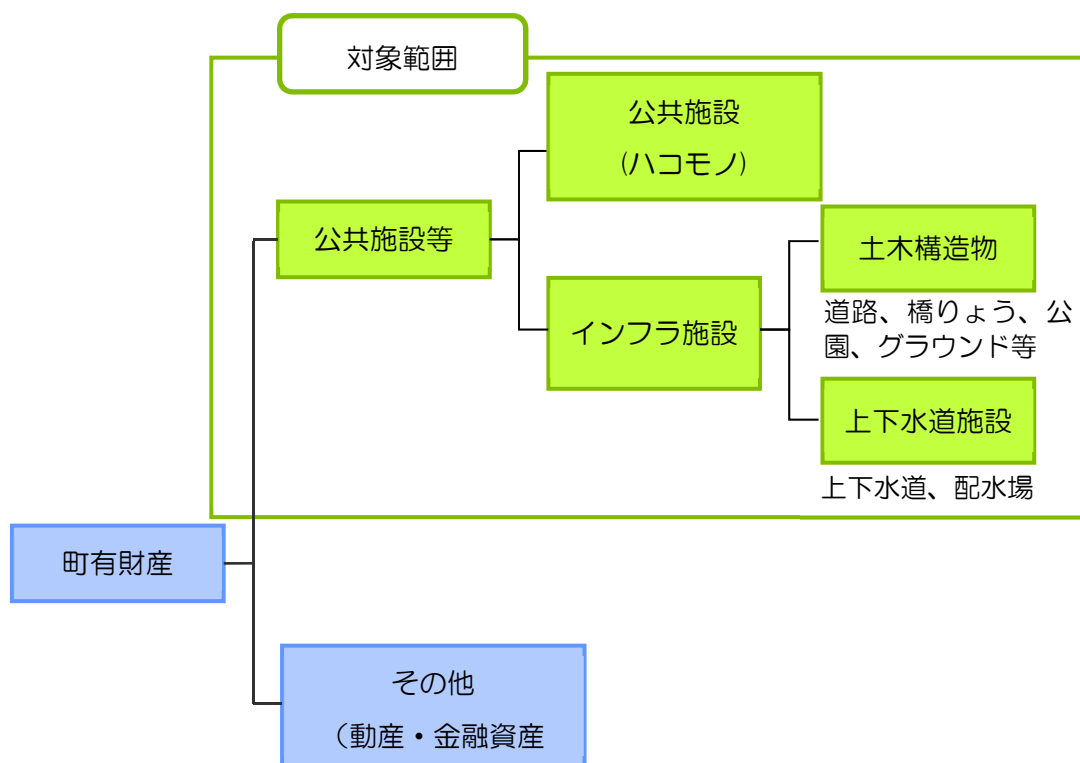
この度、令和2年度（2020年度）に「杉戸町個別施設計画」が策定されたことを受けて、個別施設計画の記載内容と整合するように改訂を行いました。今後も、社会情勢や町民ニーズの変化を捉えて、地域住民とも協議の上、適宜改訂見直しを図るものとしします。

4 施設の対象範囲

本町は、役場などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、公民館や図書館など多くの町民の方々に利用される行政施設や文化施設、スポーツ施設、町営住宅など、多岐に渡る施設を保有しています。また、道路・橋りょう・上下水道施設等のインフラを保有しています。

本計画において掲載対象とする公共施設等は、全ての公共施設（いわゆるハコモノ）及びインフラ施設とし、車両や機械装置などは対象外とします。

図表 1-2 対象施設の区分



5 その他

(1) 端数処理について

本計画で取り扱う金額、延床面積等の数値は、単位未満で四捨五入の端数処理を基本としているため、表記される合計は一致しない場合があります。

(2) 施設調査時点について

本計画に掲載する施設に関する数値は、令和3年(2021年)3月31日時点の基本としていますが、それ以外の情報を利用する場合は、注記しています。

また、第4章については、令和3年度(2021年度)時点としています。

(3) 複合施設の計上について

複合施設の場合は、延床面積で最も大きな割合を占める分類に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

1 町の概況

本町は、埼玉県北東端に位置し、東は江戸川を隔てて千葉県野田市、南は春日部市、西は古利根川を境に宮代町と久喜市、北は幸手市に境界を接しています。

町全体の形は、鷺が羽を広げた形をしており、東部の一部が千葉県から続く洪積層で海拔18m前後の台地、その他の地域は旧渡良瀬川の氾濫原で海拔10m以下の平坦な地形となっています。また、東京都心より北方40km圏内にあり、町域の面積は30.03km²で、埼玉県の約0.8%を占めています。

気候は、関東平野のほぼ中央部に位置することから、年間を通じては太平洋型の気候ですが、夏冬には内陸性の気候となっています。

行政区域の変遷としては、昭和30年（1955年）に旧杉戸町・田宮村・堤郷村・高野村が合併し杉戸町となり、桜井村と豊岡村が合併し泉村となりました。その後、昭和31年（1956年）に幸手町の一部が杉戸町に編入し、昭和32年（1957年）には泉村が編入合併されました。昭和35年（1960年）には旧泉村の一部が旧庄和町へ分離され、今の杉戸町になりました。

2 本町の地域区分

図表2-1 本町の地図及び地域区分



本計画では、町全体を、西、中央、南、東、泉の5地区に区分して、施設等の整理を行います。

西地区は、土地区画整理事業により新たに市街地が形成された高野台地区を中心とする区域であり、地域の居住人口も町全体の約3割を占めています。市街化区域のうち、高野台地区及び下高野後宿地区においては、面整備により道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備は概ね完了している状況にあります。また、市街化区域周辺においては、住宅などの施設立地が進んでおり、鉄道駅に近接する高野台地区に隣接する区域や幹線道路沿道では交通利便性を背景として、都市的土地利用に対する需要が高まる傾向にあります。

中央地区は、本町の中心部として商業地・住宅地が集積する区域です。市街化区域は、歴史的な経緯などから狭い道路などが多く、家屋の密集状況や住工の混在がみられるものとなっています。また、地域の北側及び東側には農地などがまとまって分布しますが、旧宅地造成法による住宅団地開発や、幹線道路沿道を中心に住宅などの立地が進んでおり、都市的土地利用に対する需要の高まりがみられます。さらに、地域の北部に位置する大島新田地区では、県事業による調節池整備が完了し、「緑のオアシス」を目指したレクリエーション拠点としての拡充が期待されています。

南地区は、町域の南部に位置し、市街化区域となっている本郷工業専用地域（周辺の準工業地域を含む）を核とする区域です。本郷工業専用地域は、工場立地が進んでいるものの、区画道路などの都市基盤施設が一部未整備です。工業専用地域以外は、農地が主体となっていますが、国道4号沿道を中心に住宅などの立地が進んでおり、隣接する宮代町内の姫宮駅に近接するなどの位置的条件から、都市的土地利用に対する需要が高まる傾向があります。

東地区は、町域の中央部に位置し、農地を主体とする区域であり、地域の全体が市街化調整区域ですが、地域内を通過する県道の沿道を中心に集落が点在しています。また、才羽地区の「アグリパークゆめすぎと」を中心として、農業を通じた交流の場づくりが進められています。

泉地区は、町域の東部に位置し、農地及び集落や住宅団地と深輪産業団地、屏風深輪産業団地を主体とする区域です。深輪産業団地は工業専用地域、工業地域、屏風深輪産業団地は工業地域と指定されており、それ以外は市街化調整区域となっています。地域内を通過する県道の沿道区域を中心に集落や住宅団地が点在し、中央地域や西地域に次いで居住人口が多くなっています。地域の中央部に位置する深輪地区では、深輪産業団地、屏風深輪産業団地が整備され、本町での工業拠点となっています。また、国道4号バイパスにより、本地域での開発ポテンシャルが高まっています。

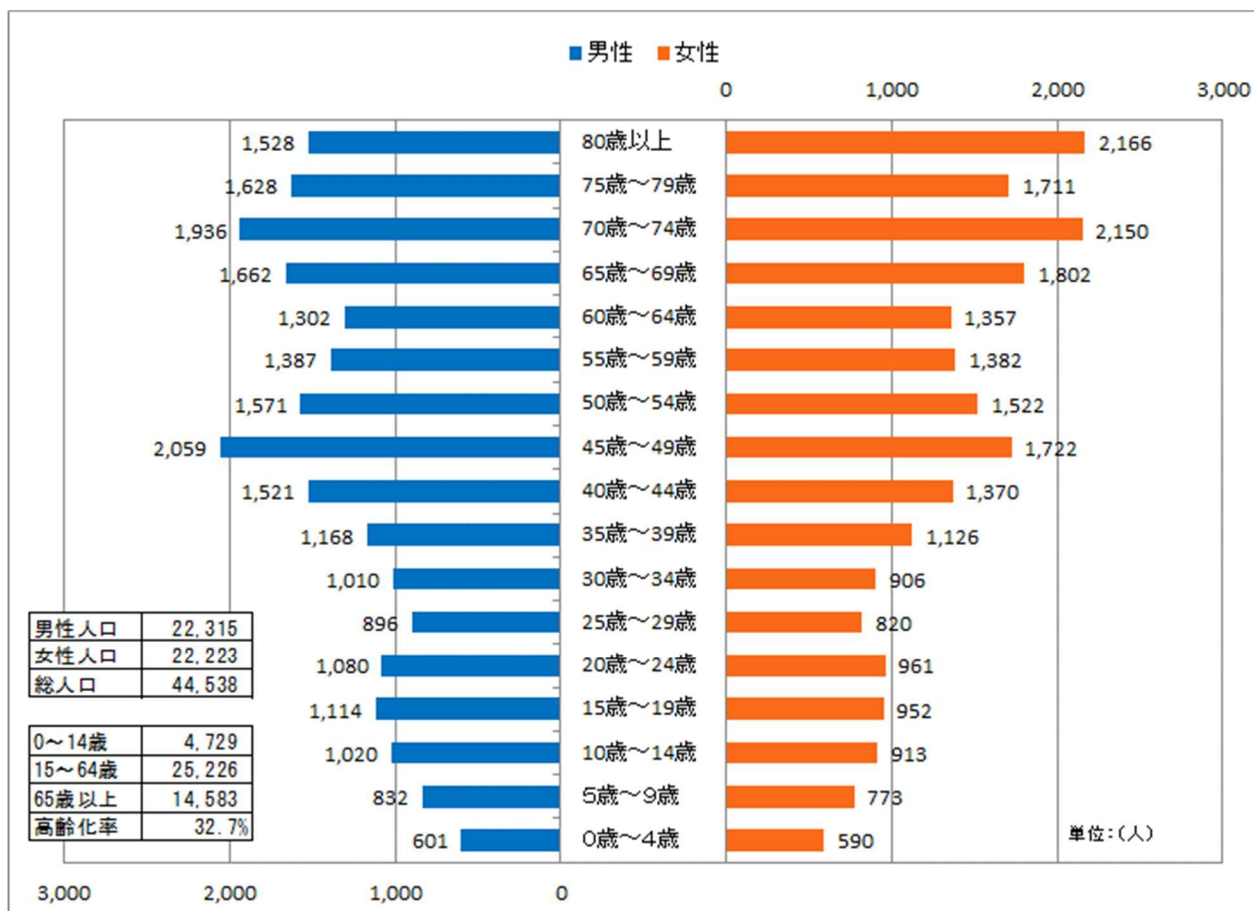
3 人口推計と課題

(1) 年齢階層別人口

令和2年(2020年)10月1日時点における本町の人口は44,538人(うち男性22,315人、女性22,223人)です。0歳~14歳の年少人口は4,729人、15歳~64歳の生産年齢人口は25,226人、65歳以上の老年人口は14,583人であり、老年人口が総人口に占める割合である、高齢化率は32.7%となっています。

年齢階層別にみると、男性では45歳~49歳、女性では80歳以上の人口が各年齢階層の中で最も人口が多いことが見受けられます。また男女ともに45歳~49歳の階層を境に、おおむね階層が下がるごとに人口数が減少していることが見受けられます。

図表2-2 年齢階層別人口



出所:住民基本台帳データ(外国人住民含む)(令和2年10月1日)

(2) 本町人口の将来推計

① 国立社会保障・人口問題研究所による推計

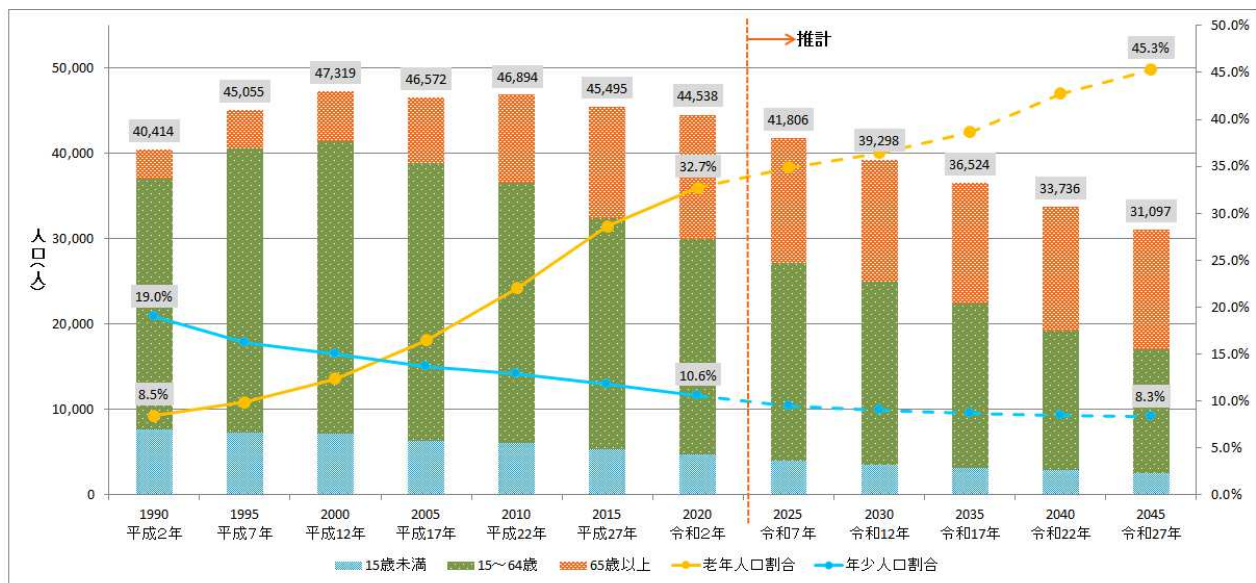
本町の人口は昭和 55 年（1980 年）以降増加を続け、平成 12 年（2000 年）に 47,319 人に達したのち、停滞しています。

平成 22 年（2010 年）以降は人口が減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年 3 月に公表した試算結果によると、令和 27 年（2045 年）の人口は 31,097 人に減少することが見込まれています。

また、年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14 歳）は、平成 2 年（1990 年）に人口の 19.0%を占めていましたが、令和 2 年（2020 年）には 10.6%に減少しています。老年人口（65 歳以上）は、平成 2 年（1990 年）に人口の 8.5%でしたが、令和 2 年（2020 年）には 32.7%に増加し、特に平成 12 年（2000 年）以降、高齢化が急激に進んでいることがわかります。

国立社会保障・人口問題研究所の試算及び独自に推計した結果によると、令和 27 年（2045 年）には人口構成割合では年少人口は 8.3%、老年人口は 45.3%になると推計されています。

図表 2-3 本町全体の人口推移¹



出所:国立社会保障・人口問題研究所 平成30年3月公表、(令和2年:住民基本台帳)

¹ 国勢調査を基礎として算出されているため、住民基本台帳人口とは一致しません。

②杉戸町人口ビジョン及び杉戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略による推計

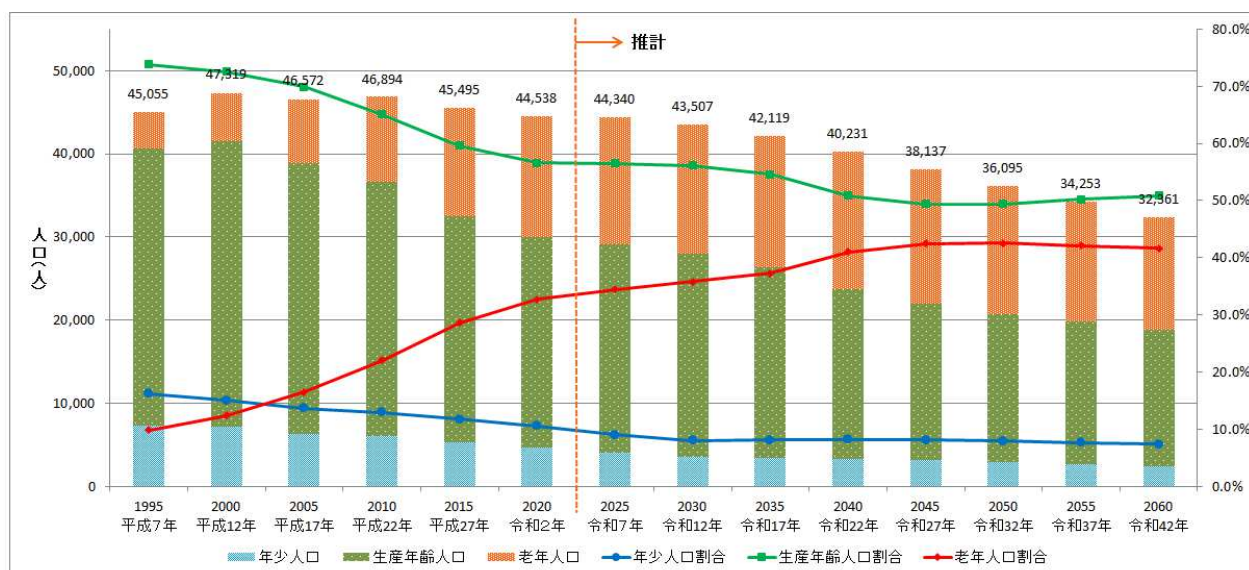
こうした状況を踏まえ、本町では人口減少に歯止めをかけるための適切な対策を進めることを前提とし、「杉戸町人口ビジョン《改訂版》（令和2年12月）」（以下「人口ビジョン」という。）及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年2月）」を策定しました。公共施設等総合管理計画は、人口ビジョンにおける将来展望に基づいて策定しております。

人口ビジョンにおける人口の将来展望は図表2-4のとおりです。出生数の向上や、定住・移住促進を図る対策を適切に実施したとしても、令和22年（2040年）には総人口が40,231人、令和42（2060）年には32,361人まで減少し、20年間で9.7%、40年間で27.3%の人口が減少すると推計されています。

また、年齢区分別の人口構成割合をみると、令和22年（2040年）の人口構成割合では年少人口は8.2%、老年人口は41.0%になると推計されています。

このような将来の人口動向が予想されるなかで、人口減少に伴う公共施設等の再編並びに少子高齢化に伴う町民ニーズの変化に即した公共施設等の見直しが急務となっています。

図表2-4 本町人口の将来展望²



出所：杉戸町人口ビジョン《改訂版》（令和2年12月）及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年2月）、（令和2年：住民基本台帳）

² 2019年1月の住民基本台帳人口データを起点とする将来推計であり、2025年以降は人口ビジョンにおける将来展望を前提とした推計値です。

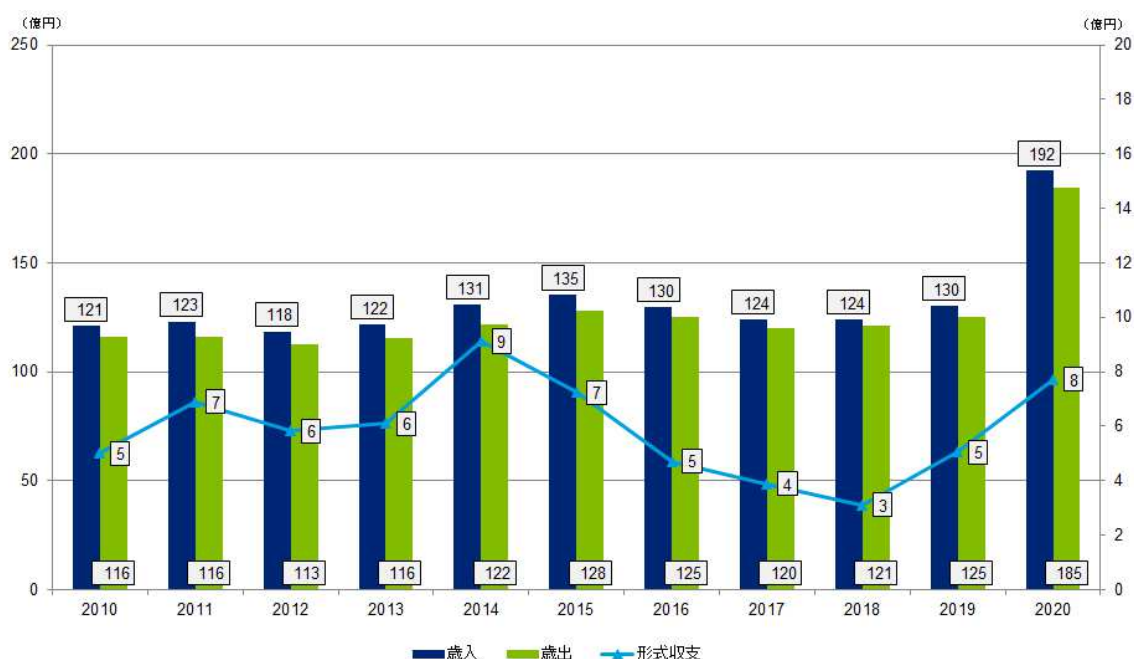
4 財政状況と課題

(1) 普通会計の概要

① 財政規模

本町の普通会計³の財政状況の推移をみると、令和2年度（2020年度）における歳入額は約192.4億円、歳出額は約184.7億円であり、歳入と歳出の決算額の差額である形式収支は約7.7億円となっています。平成22年度（2010年度）以降令和元年度（2019年度）まで増減はあるものの、財政規模は横ばいの傾向にありましたが、令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症対策としての特別定額給付金給付事業等の影響で歳入・歳出ともに大幅に増加しています。

図表2-5 歳入・歳出の推移

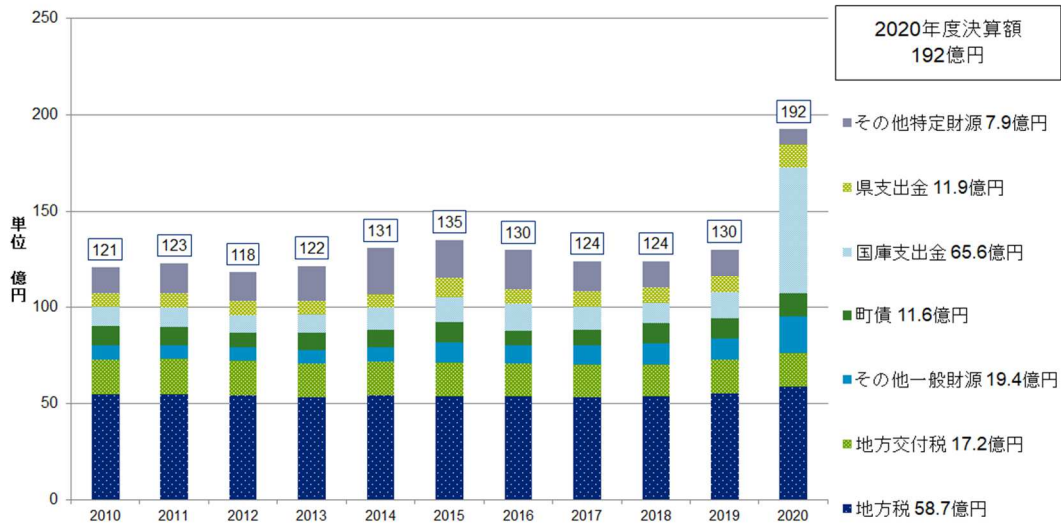


³ 普通会計とは、一般会計を中心とした会計のことで、地方公共団体の会計のうち公営事業会計を除く会計をいいます。

② 歳入・歳出

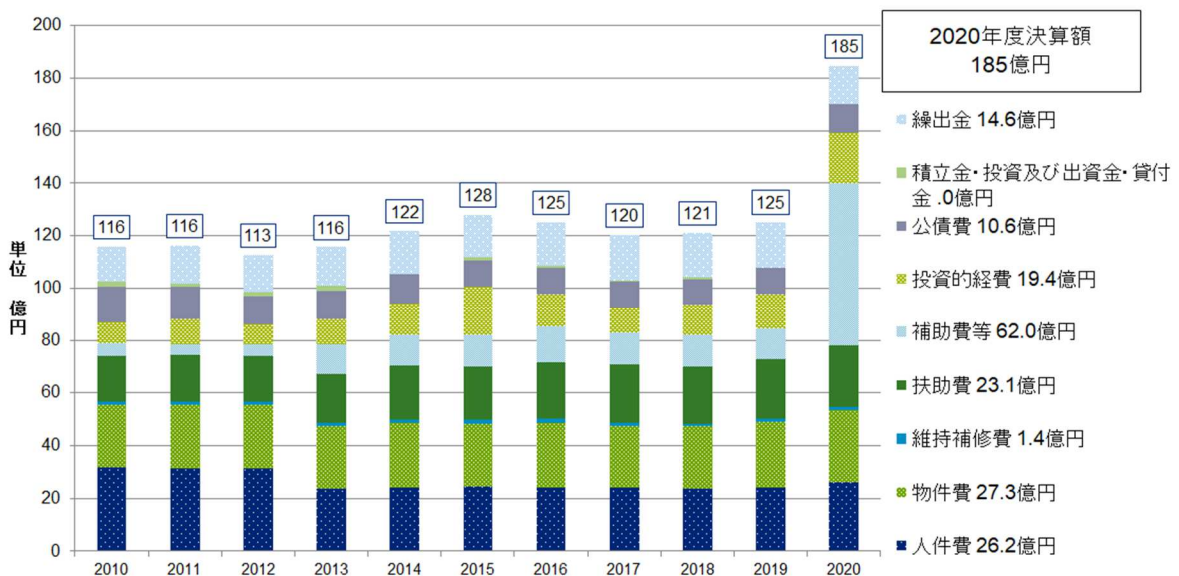
歳入の推移をみると、平成 22 年度（2010 年度）から令和元年度（2019 年度）までは 120 億円から 130 億円前後の歳入規模で概ね横ばいで推移し、その内訳も地方税の割合が最も高くなっていました。令和 2 年度（2020 年度）は特別定額給付金給付事業の影響で歳入は約 192 億円まで増加し、その財源である国庫支出金の割合が最も高くなっています。

図表 2-6 財源別歳入の推移



対する歳出の推移をみると、平成 22 年度（2010 年度）から令和元年度（2019 年度）までは、義務的経費のうち扶助費は社会保障関連経費の増大により、年々増加傾向にあります。投資的経費については年度によってばらつきがありますが、その他の歳出については、ほぼ横ばいで推移しています。内訳は年によって異なりますが、人件費もしくは物件費が最も高くなっていました。令和 2 年度（2020 年度）は特別定額給付金給付事業の影響で歳出は約 185 億円まで増加し、内訳は補助費等の割合が最も高くなっています。

図表 2-7 性質別歳出の推移



③ 財政指標の状況

● 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費や扶助費（児童や高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して行う支援に要する経費）、公債費（町債の返済資金）等の削減できない義務的経費に、地方税や普通交付税のような使途が特定されておらず毎年度経常的に収入される一般財源を、どの程度費やしているかを示すものです。

この指標が高いほど、財政が硬直化しているといえるため、数値が低いほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになります。

本町は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までは埼玉県平均、全国平均と比較しても高い水準にありましたが、平成 30 年度（2018 年度）以降は埼玉県平均、全国平均ともに下回っており、近年では他自治体と比較して財政の硬直化が抑えられているといえます。

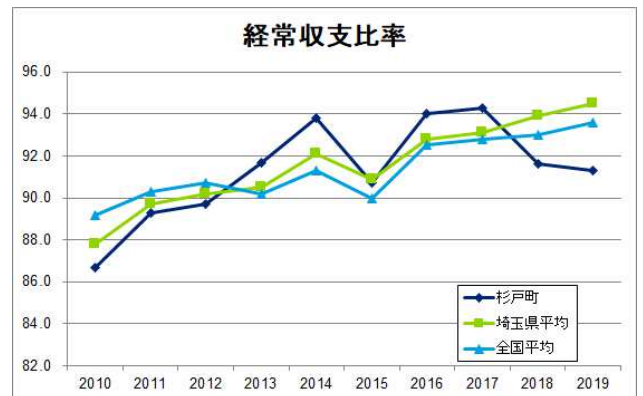
● 実質公債費比率

実質公債費比率とは、自治体の標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の比率（過去 3 年間の平均値）のことで、毎年の自治体の収入をどの程度債務の返済に費やしているかを示すものです。

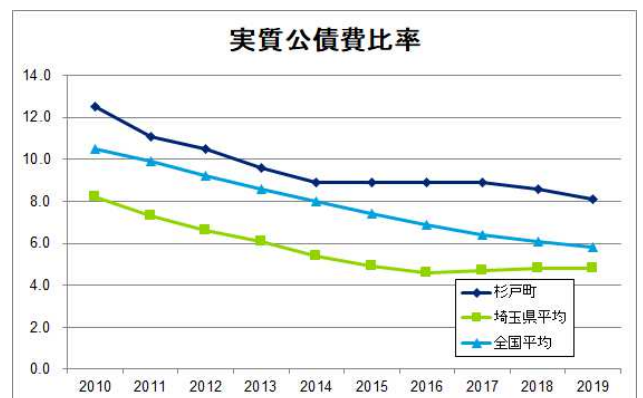
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも 25%とし、財政再生基準については、市町村・都道府県とも 35%とされています。

本町では、年々実質公債費比率は低下してきているものの、埼玉県平均、全国平均を上回っており、他の自治体と比較し、借入金返済に係る負担がやや大きい状態となっています。

図表 2-8 経常収支比率の推移



図表 2-9 実質公債費比率の推移



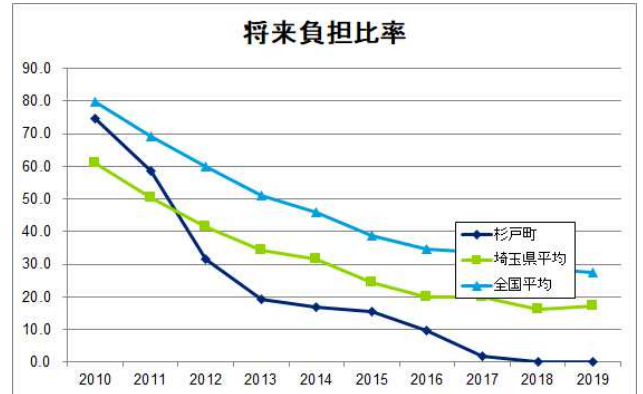
- 将来負担比率

将来負担比率とは、将来返済しなければならない地方債や将来支払っていく可能性のある負担が、通常見込まれる収入に占める割合のことであり、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は 350%とされています。

本町は、地方債の発行等に伴い将来負担額が増加している一方で充当可能財源が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は 0%（令和元年度（2019 年度））となっています。

図表 2-10 将来負担比率の推移

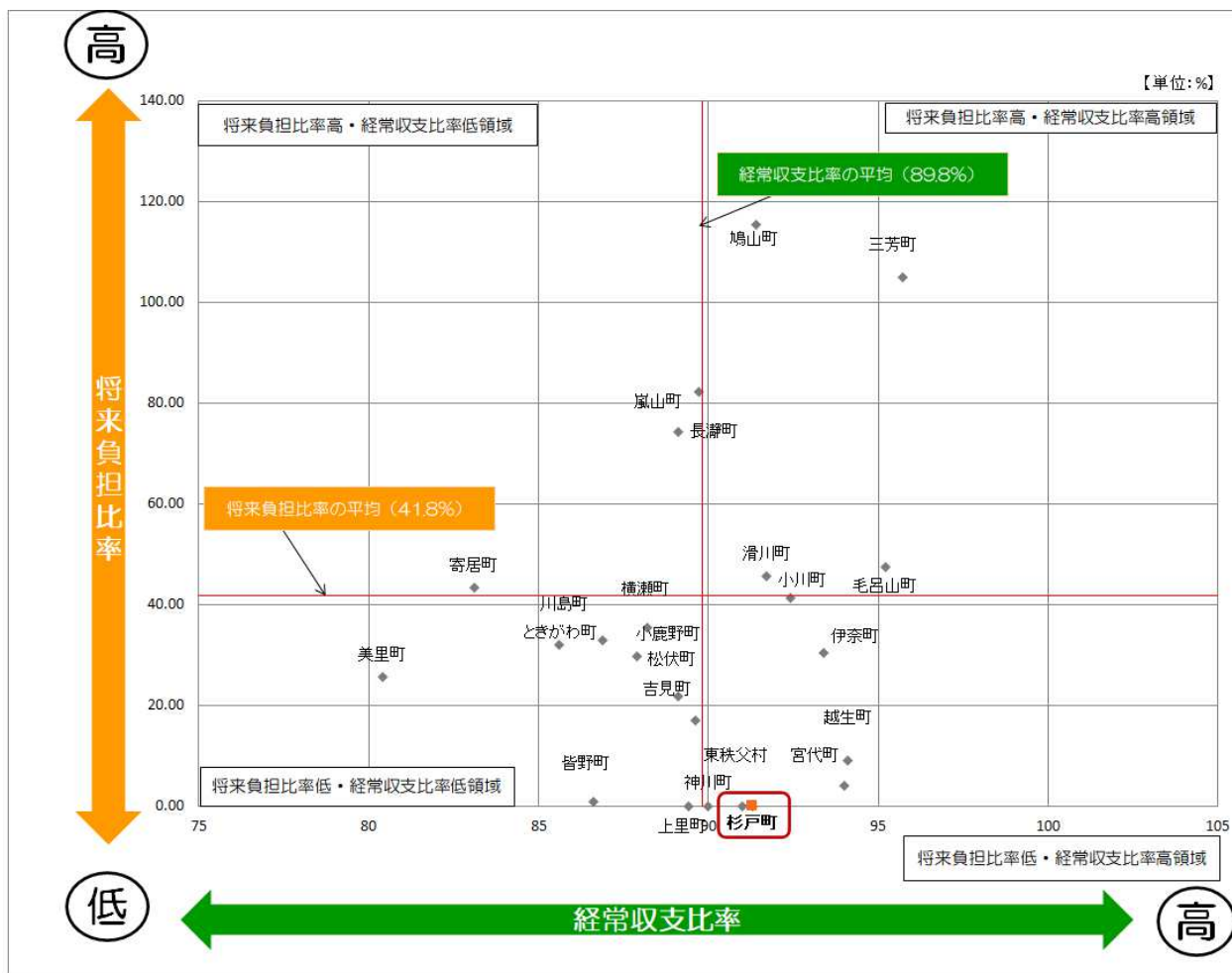


● 財政指標の埼玉県内町村との比較

令和元年度（2019年度）における埼玉県内の町村の将来負担比率と経常収支比率の平均値を基準とし、【将来負担比率低・経常収支比率低】、【将来負担比率低・経常収支比率高】、【将来負担比率高・経常収支比率低】、【将来負担比率高・経常収支比率高】の4つの区分に分類しました。令和元年度（2019年度）は、充当可能な財源等が将来負担額を上回っており、将来負担額が算出されなかったことから、本町はグラフの下限に位置しています。

このように、現時点においては、本町は【将来負担比率低・経常収支比率高】の領域に位置しており、県内の他町村と比較して、臨時的財政需要に対する余裕が少ないものの、相対的に財政の弾力性は低くなく、将来世代の負担も低く抑えられている状況です。

図表2-11 埼玉県内の財政の様子（令和元年度（2019年度））

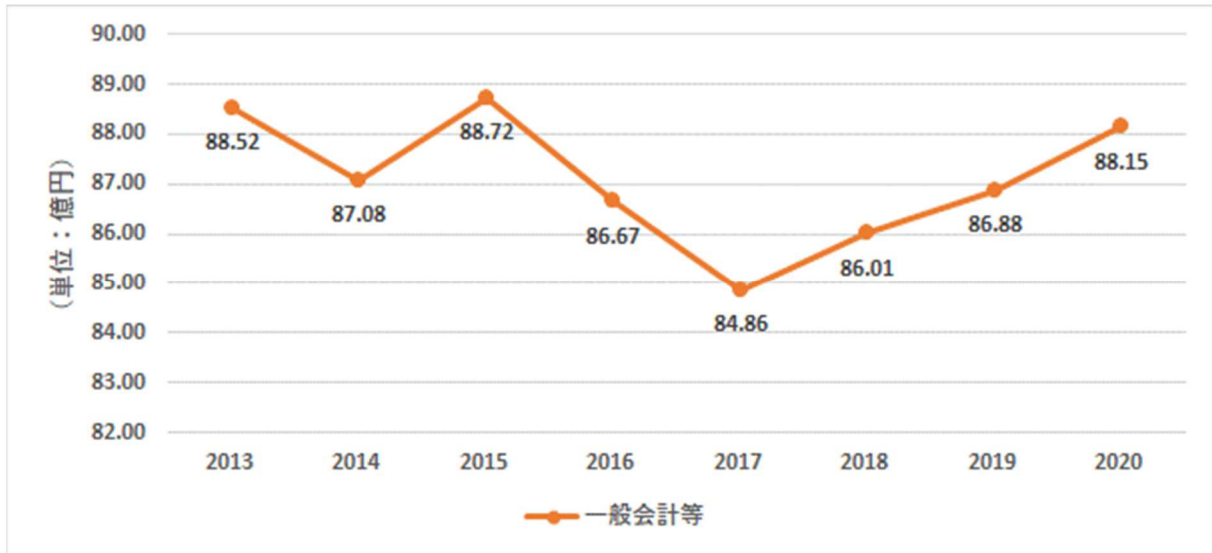


出所：総務省 地方公共団体の主要財政指標一覧

(2) 町債残高の状況

令和2年度（2020年度）の一般会計等における町債残高は88億円でした。一般会計等における町債残高は平成29年度（2017年度）以降増加傾向にあります。

図表 2-12 町債残高の推移

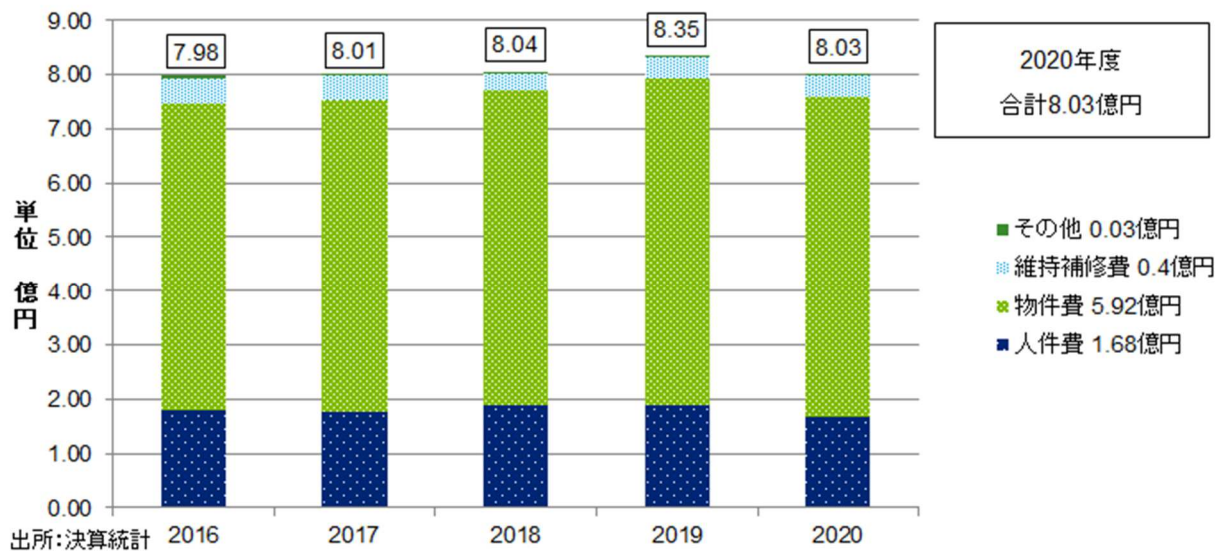


(3) 公共施設の維持管理等にかかる経費について

① 施設管理費の推移状況

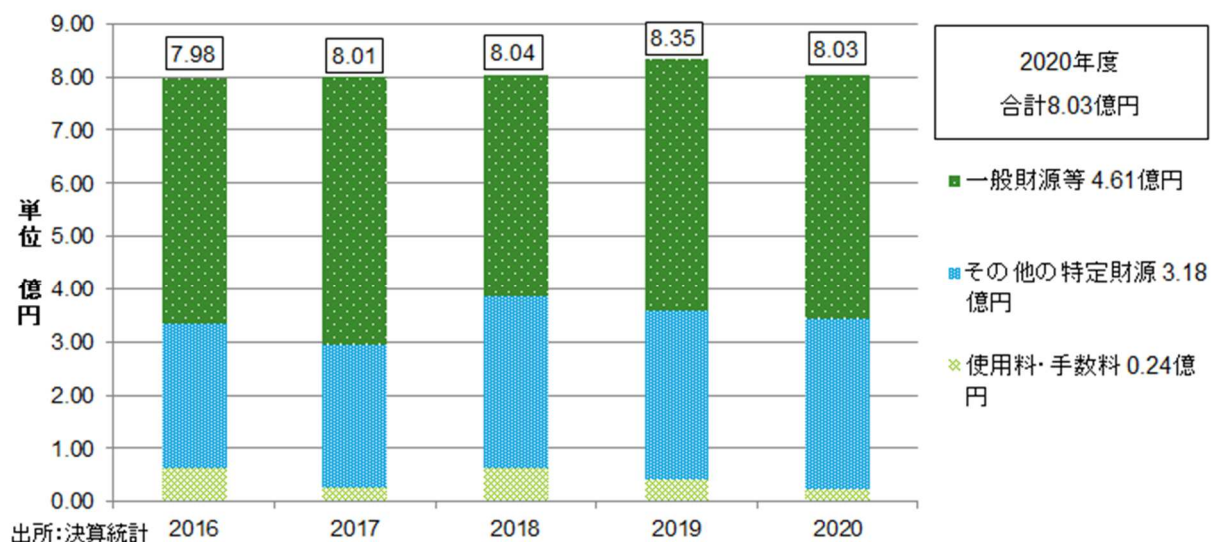
施設管理費は毎年8億円前後で推移しています。

図表 2-13 経費区分別施設管理費の推移



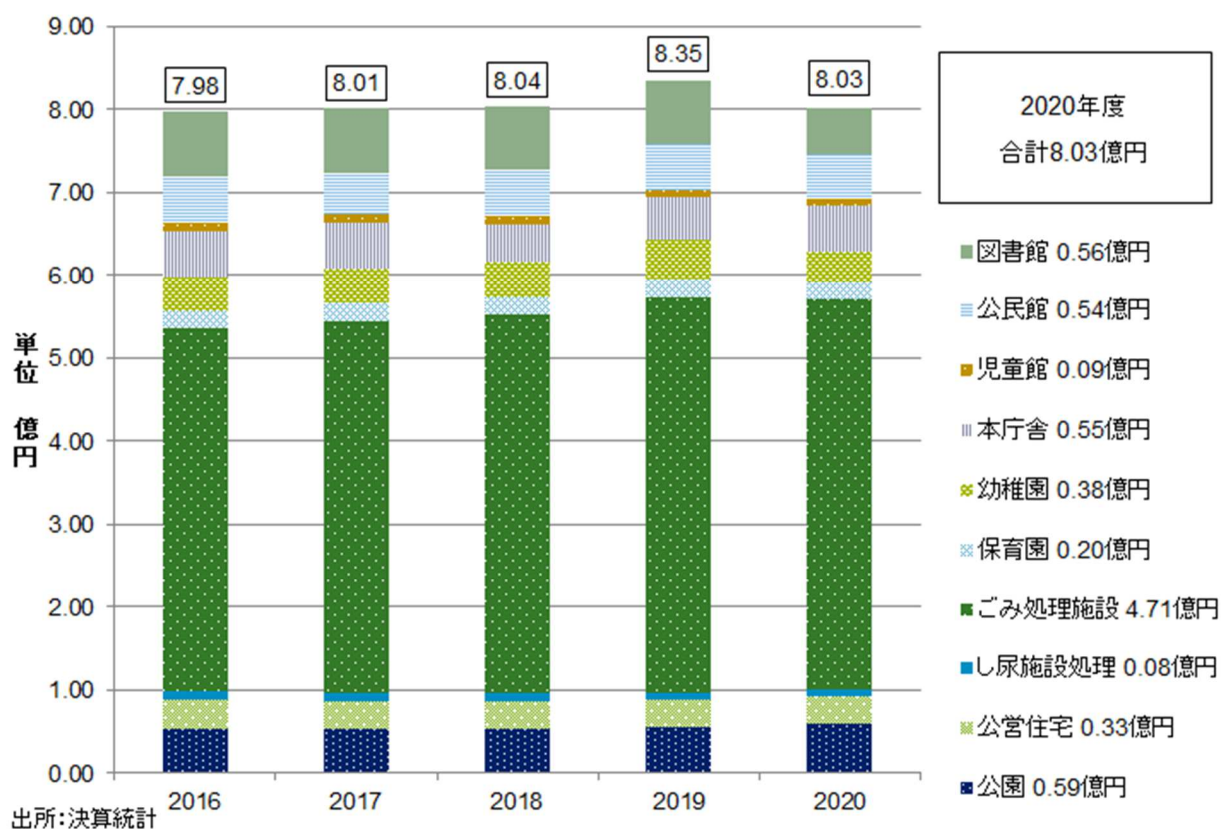
財源区分別では、一般財源等が約6～7割程度、その他特定財源が約2～3割程度を占めていますが、施設管理費のほとんどを自主財源で賄っています。

図表 2-14 財源区分別施設管理費の推移



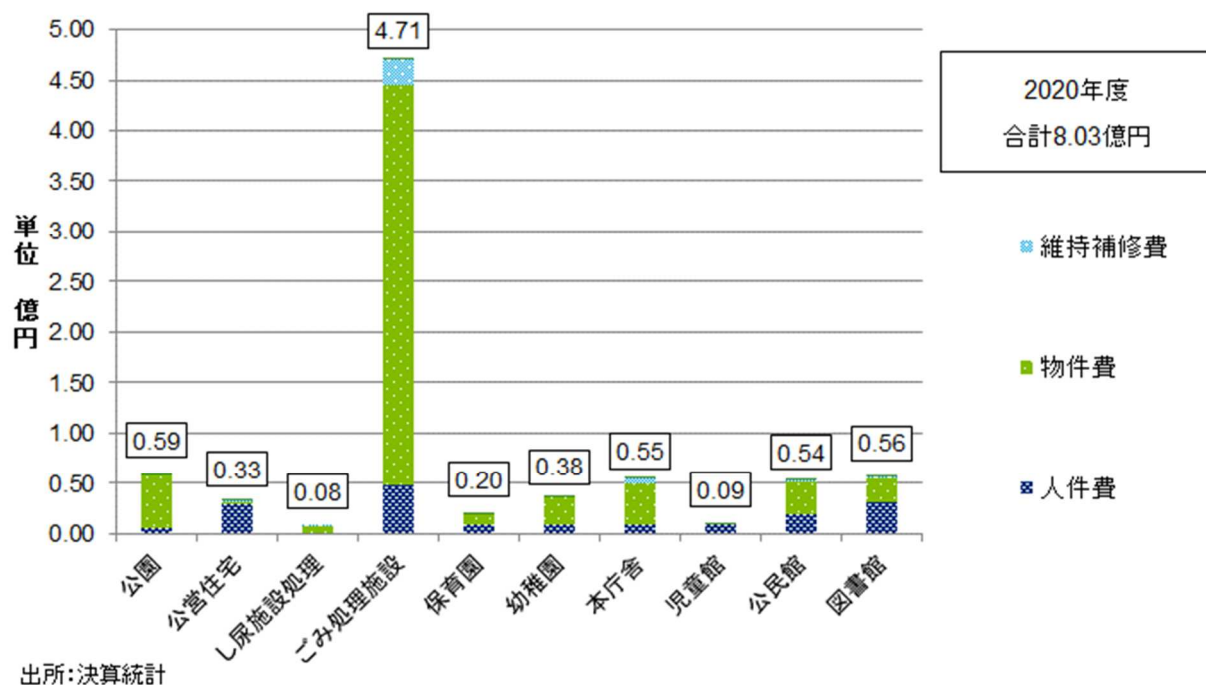
また、図表 2-15 では施設管理費の施設区分別内訳を示しています。毎年、ごみ処理施設の施設管理費が5億円程度生じており、その他の施設についても合計で毎年3億円程度生じています。

図表 2-15 施設区分別施設管理費の推移



図表 2-16 は、令和 2 年度（2020 年度）における施設区分ごとの施設管理費の内訳を示しています。公営住宅及び図書館においては、施設管理費に占める人件費の割合が高く、その他は物件費がほとんどを占めていることがわかります。ごみ処理施設については物件費が突出していますが、維持補修費についても最も多く生じています。

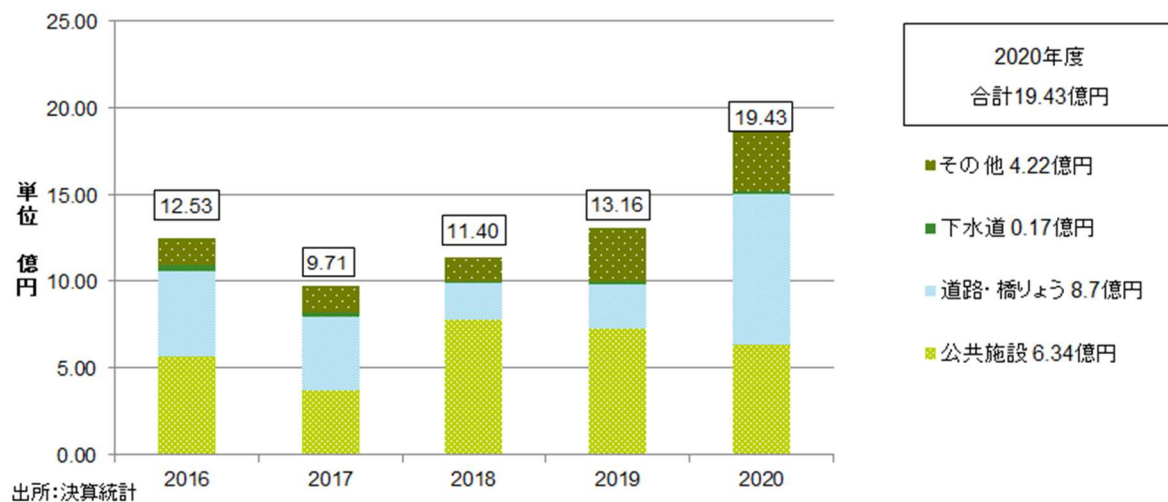
図表 2-16 施設区分別施設管理費の内訳（令和 2 年度（2020 年度））



② 普通建設事業費⁴の推移状況

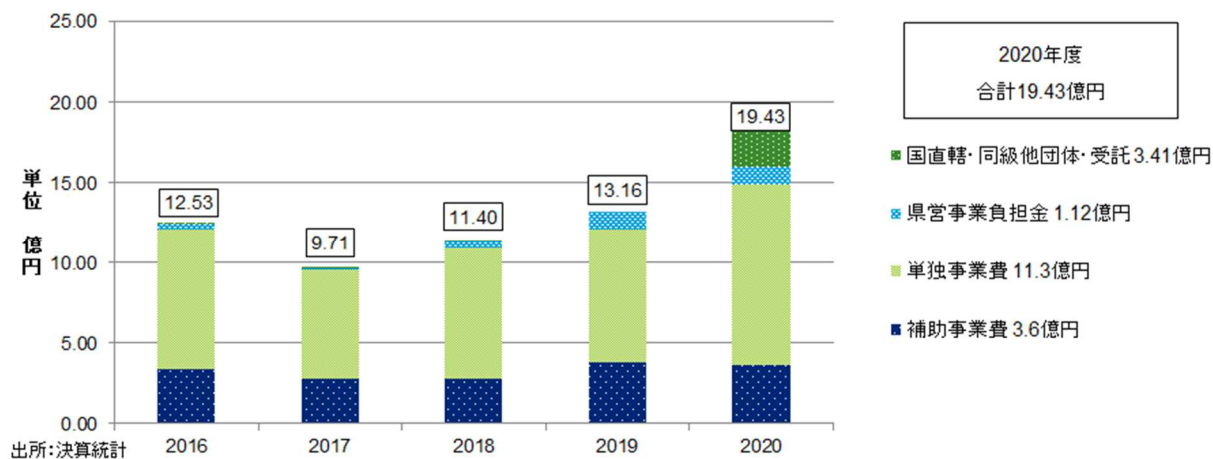
普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、庁舎等の公共施設の建設及び大規模修繕や用地の取得などにかかる投資的経費をいいます。図表 2-17 のとおり、普通建設事業費は年度ごとで幅があり、直近 5 年の平均額は約 13 億円となっています。令和 2 年度（2020 年度）においては、東武動物公園駅東口通り線整備事業、町道Ⅱ級 18 号線雨水対策整備事業及び防災行政無線デジタル化整備事業等のため増加しています。

図表 2-17 施設別普通建設事業費の推移



財源別にみると、図表 2-18 のとおり、令和 2 年度（2020 年度）においては国直轄・同級他団体・受託事業費が約 3 億円と大幅に増加していますが、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）においては全体の 7 割前後が単独事業費となっています。

図表 2-18 財源別普通建設事業費の推移



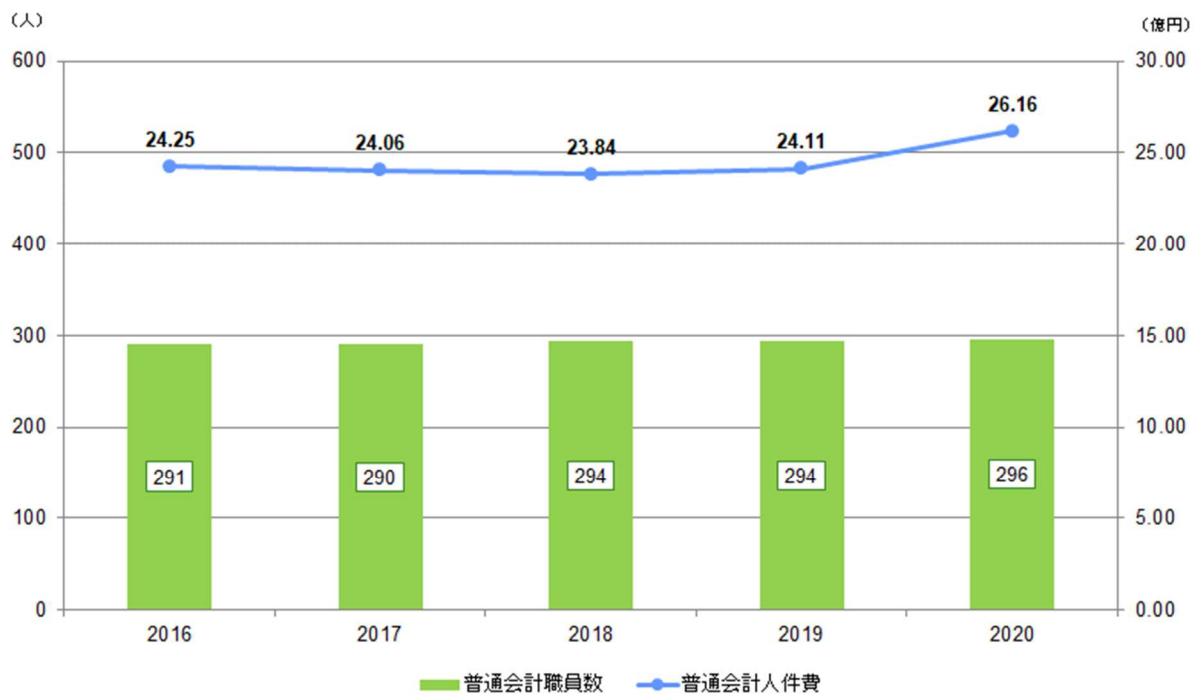
⁴ 普通建設事業費には、民間資本の形成に対する補助金も含まれています。

(4) 職員数及び人件費の推移

過去5年間の職員数は図表 2-19 のとおりです。令和2年度（2020年度）は会計年度任用職員制度の導入により従来物件費として計上されていた賃金を人件費に計上しているため、令和元年度（2019年度）と比較して2.1億円人件費が増加しました。また、「令和元年度財政状況資料集」によると、本町の人口1,000人当たり職員数は6.57人であり、類似団体平均の6.54人と概ね同水準となっています。

今後、公共施設等の老朽化が進むと、更新・見直しを含めた公共施設等の管理業務の負担が大きくなっていくことが想定されます。業務負担の増加に伴い職員を増加させることは財政面からも困難である一方で、新たな行政課題に対応する必要があることから、公共施設等の管理業務に充てられるマンパワーには限界があります。そのため、限られた職員数で、計画的・効率的に公共施設等の管理業務を進めていくことが求められています。

図表 2-19 職員数及び人件費の推移



5 公共施設等の状況

(1) 対象施設の類型分類

図表 2-20 のとおり、令和 3 年（2021 年）3 月時点で、本町が保有する掲載対象となる公共施設はインフラ施設の上下水道施設をあわせた 75 施設あり、総延床面積は 113,656.26 m² となっています。これらの施設について、維持管理や運営状況等の現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は総務省更新費用試算ソフトに準拠）や本町の公共施設の実情に即した区分により分類しています。

令和 2 年度（2020 年度）時点

図表 2-20 公共施設の保有状況

大分類（※1）	中分類（※1）	施設数 （※2）	施設名	延床面積（m ² ）
文化系施設	集会施設	6	・中央公民館（※3）・西公民館・南公民館/ 堤郷農村センター・東公民館/田宮農村センタ ー・泉公民館/豊岡農村センター・高野農村 センター	4,890.56
社会教育系施設	図書館	1	・生涯学習センター/図書館	4,434.30
スポーツ・観光系施設	屋内スポーツ施設	1	・ふれあいセンターエコ・スポいずみ	2,452.62
	観光施設	3	・流灯工房（※4）・杉戸宿魅力発信拠点施 設・市民農園作業所	762.44
産業系施設	産業系施設	4	・杉戸深輪産業団地地区センター・アグリパ ークゆめすぎと・アグリパークゆめすぎと育 苗施設・桜井排水機場	4,119.57
学校教育系施設	小学校	6	・杉戸小学校・杉戸第三小学校・西小学校・ 杉戸第二小学校・泉小学校・高野台小学校	38,229.82
	中学校	3	・杉戸中学校・東中学校・広島中学校	24,319.43
	その他教育施設	1	・学校給食センター	2,247.28
子育て支援施設	保育園・幼稚園	5	・泉保育園・高野台保育園・中央幼稚園・西 幼稚園・すぎと幼稚園/すぎと保育園	6,053.32
	放課後児童クラブ	6	・内田放課後児童クラブ/内田第2放課後児童 クラブ・南放課後児童クラブ（※5）・西放 課後児童クラブ・中央放課後児童クラブ・泉 放課後児童クラブ・高野台放課後児童クラブ	213.03
	幼児・児童施設	2	・杉戸子育て支援センター（※6）・泉子育 て支援センター/泉児童館	619.44
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	1	・すぎとピア	2,154.47
	障がい者福祉施設	1	・デイケアかわせみ	228.04
	保健施設	1	・保健センター	1,176.58

行政系施設	庁舎等	2	・杉戸町役場・文化財資料室	5,958.18
	消防施設	8	・消防団第1分団・消防団第2分団・消防団第3分団(※7)・消防団第4分団・消防団第5分団・消防団第6分団・消防団第7分団・消防団第8分団	385.68
	その他行政系施設	5	・防災備蓄機材倉庫・杉戸町環境センター ・杉戸町リサイクルセンター・第13投票所 ・下本村集会所	5,153.33
公営住宅	公営住宅	2	・下高野団地・三本木団地	5,286.79
公園	公園	8	・倉松公園・杉戸西近隣公園・いずみ公園 ・さくら公園・深輪健康公園・屏風フットサルパーク・国体記念運動広場・大島新田調節池休憩施設	513.60
その他	その他	4	・杉戸町杉戸自転車駐車場(※8)・旧高野団地汚水処理場・旧大栄団地汚水処理場・旧内田保育園(※9)	896.52
小計		70		110,095.00
上下水道施設	下水道施設	2	・西排水機場/調整池・むさし堤団地汚水処理場	109.44
	上水道施設	3	・第1配水場・第2配水場・第3配水場	3,451.82
計		75		113,656.26

※1 対象施設一覧の大分類・中分類は、公共施設等更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しています。

※2 複合施設の場合は、延床面積で最も大きな割合を占める分類に施設数を計上しているため、実際の施設数とは一致しません。

※3 中央公民館は、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、令和3年(2021年)12月1日付けで閉館しています。

※4 流灯工房は、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、令和4年度(2022年度)中に民間事業者に譲渡予定です。

※5 南放課後児童クラブは、令和3年度(2021年度)中に新施設が完成予定です。

※6 杉戸子育て支援センターは、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、令和3年(2021年)12月1日より杉戸町生涯学習センターにて業務を実施しています。

※7 消防団第3分団は、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、建替え予定です。

※8 杉戸町杉戸自転車駐車場は令和3年(2021年)10月31日付けで廃止しています。

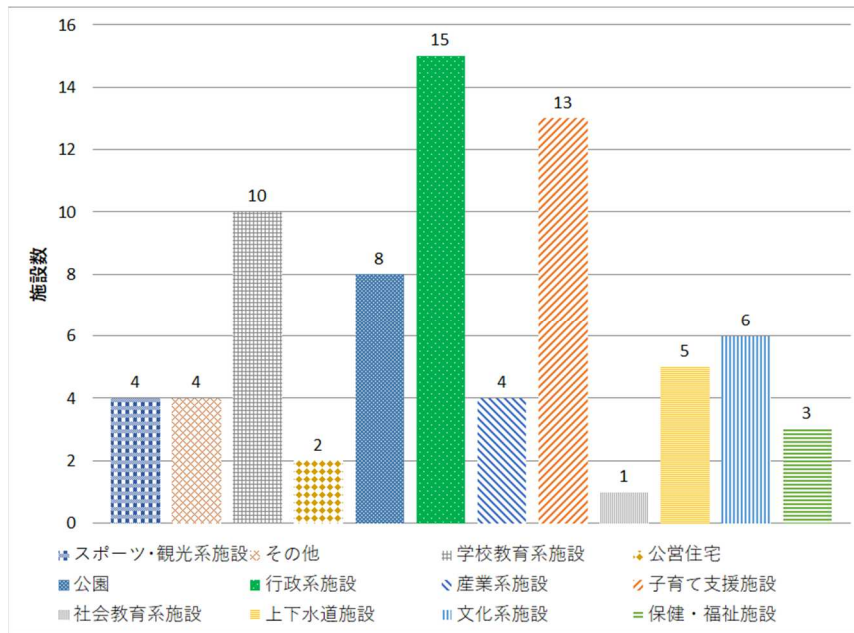
※9 旧内田保育園は令和3年度(2021年度)中に売却予定です。

(2) 公共施設の保有状況

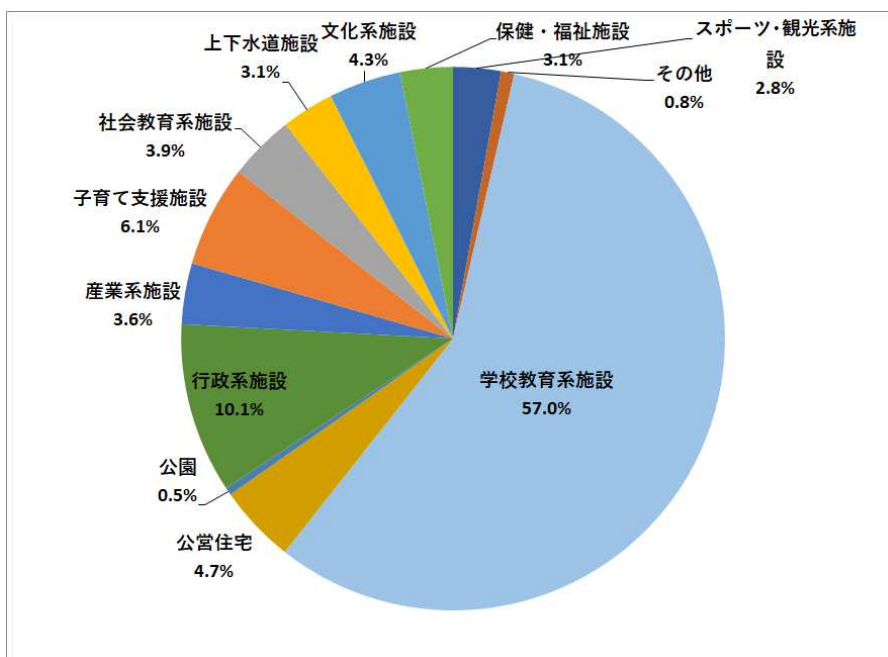
大分類別の施設数をみると、全体に占める割合が最も多い施設は行政系施設です。行政系施設は合計で15施設あり、全体の20.0%を占めています。このうち8施設は消防施設であり、主に各地区の消防団が使用する消防車両置場です。次いで、子育て支援施設(13施設)、学校教育系施設(10施設)の順に施設数が多くなっています。

また、大分類別の建物延床面積をみると、延床面積合計の値が最も高い施設は学校教育系施設であり、本施設の延床面積は全施設の57.0%に当たります。次いで、行政系施設等の延床面積合計の値が全施設の10.1%を占めており、これら2つの施設で全体の67.1%を占めています。

図表 2-21 大分類別施設数



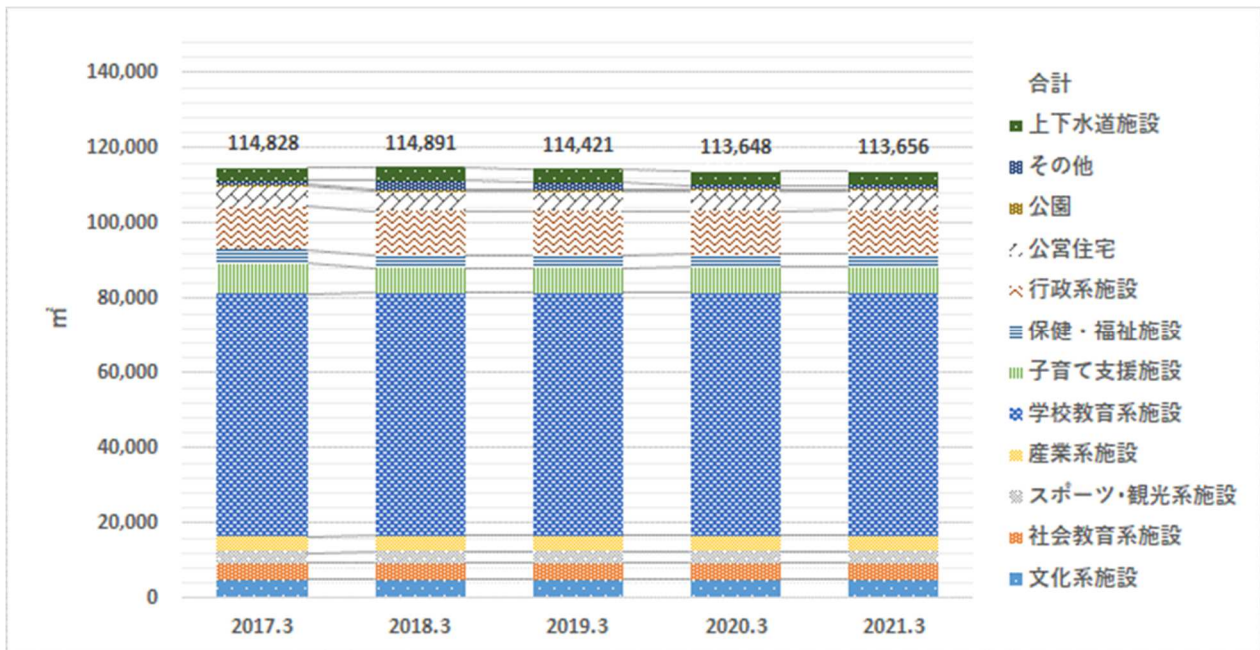
図表 2-22 大分類別建物延床面積



(3) 施設保有量の推移

建物延床面積は、旧中央第二幼稚園や旧東幼稚園の売却により減少しているものの、概ね横ばいで推移しています。

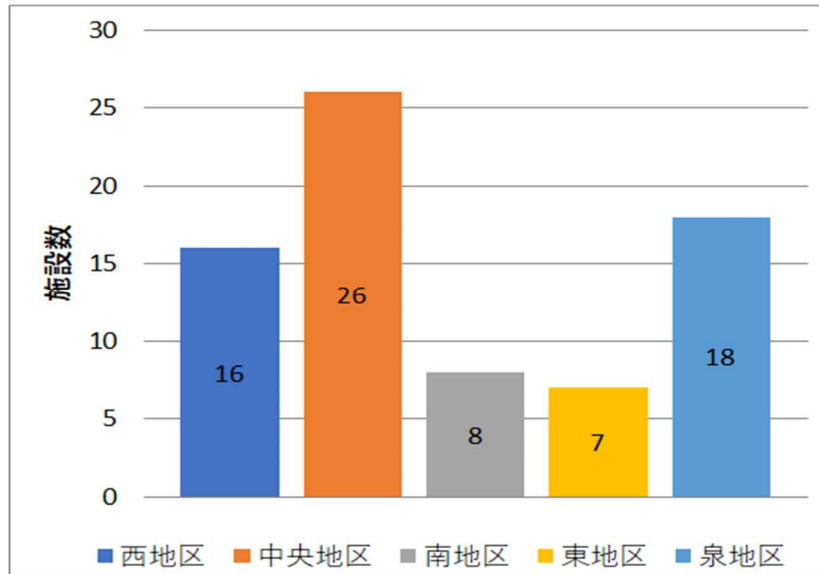
図表 2-23 建物延床面積の推移



(4) 地区別の状況

地区別の施設数をみると、施設数の最も多い地区は 26 施設が存在する中央地区であり、次いで、泉地区、西地区の順となっています。

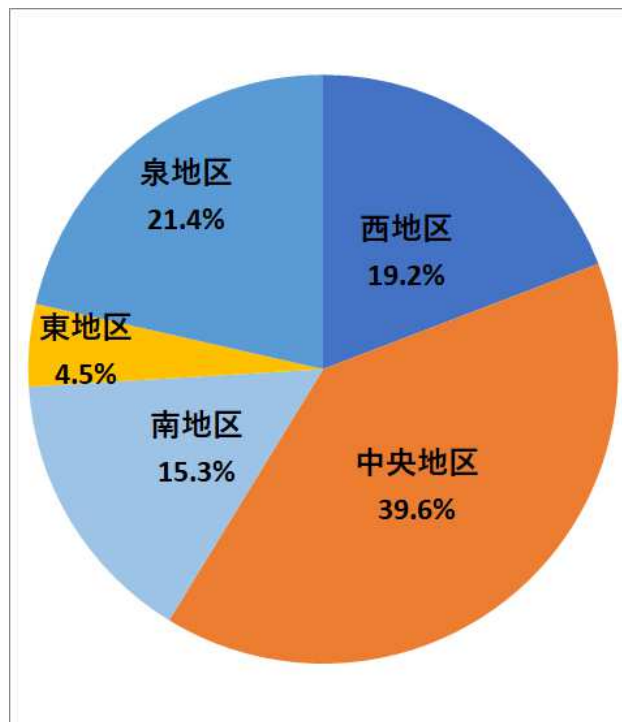
図表 2-24 地区別施設数



地区別の延床面積をみると、延床面積合計の値が最も高い地区は中央地区であり、全施設の 39.6%を占めています。中央地区には杉戸町役場や杉戸小学校、杉戸中学校といった大規模な施設があることが要因です。

中央地区に次いで泉地区、西地区と続きます。これら3つの地区で、全体の約 80%を占めています。

図表 2-25 地区別建物延床面積



西地区

西地区には、西小学校/西放課後児童クラブ、高野台小学校/高野台放課後児童クラブ、生涯学習センター、下高野団地などの公共施設が整備されています。

■	文化系施設
□	社会教育系施設
◆	スポーツ・観光系施設
◇	産業系施設
●	学校教育系施設
○	子育て支援施設
▲	保健・福祉施設
△	行政系施設
★	公営住宅
☆	公園
▽	その他
☆	上下水道施設

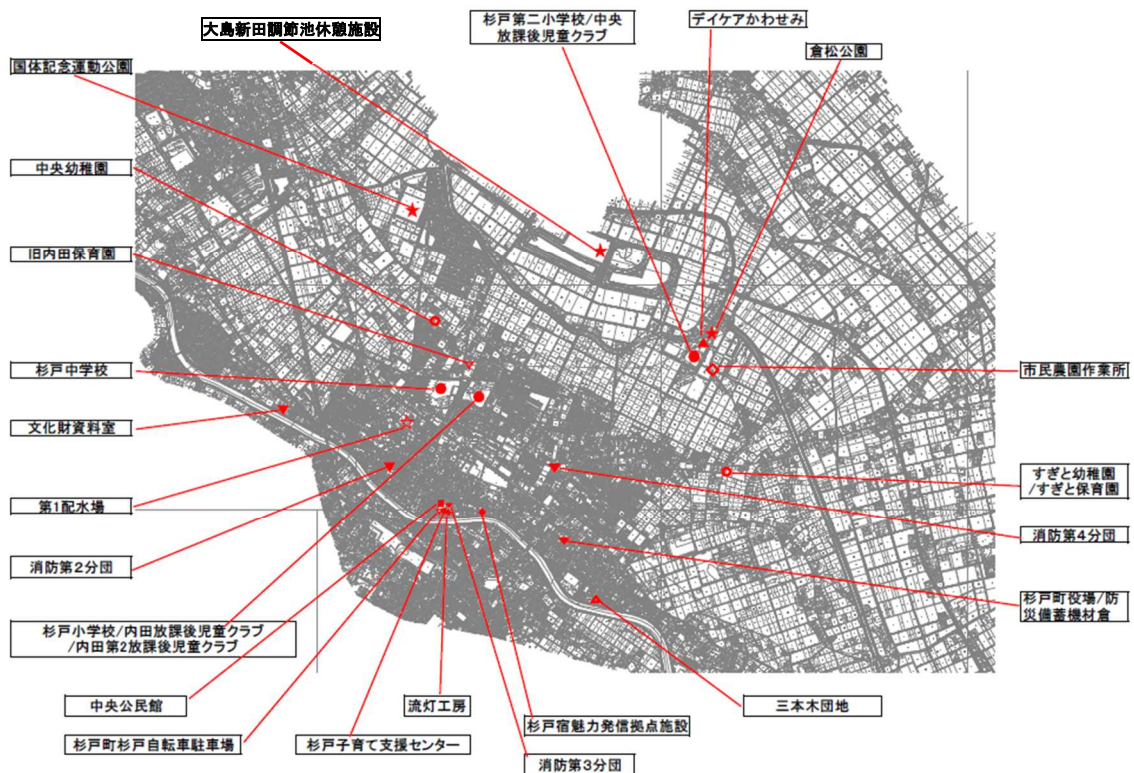
図表 2-26 西地区の公共施設配置状況



中央地区

中央地区には、杉戸町役場、杉戸小学校/内田放課後児童クラブ/内田第2放課後児童クラブ、杉戸第二小学校/中央放課後児童クラブ、杉戸中学校、三本木団地などの公共施設が整備されています。

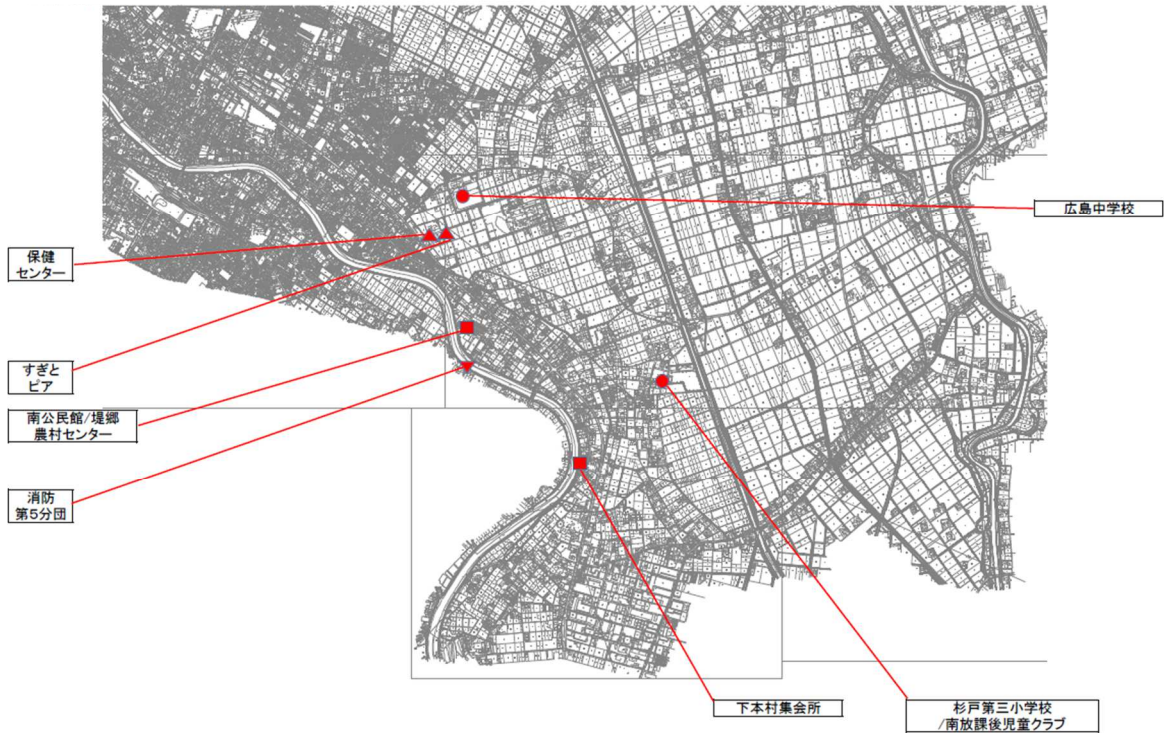
図表 2-27 中央地区の公共施設配置状況



南地区

南地区には、杉戸第三小学校/南放課後児童クラブ、広島中学校、すぎとピア、南公民館/堤郷農村センターなどの公共施設が整備されています。

図表 2-28 南地区の公共施設配置状況



東地区

東地区には、アグリパークゆめすぎと、東公民館/田宮農村センター、第13投票所などの公共施設が整備されています。

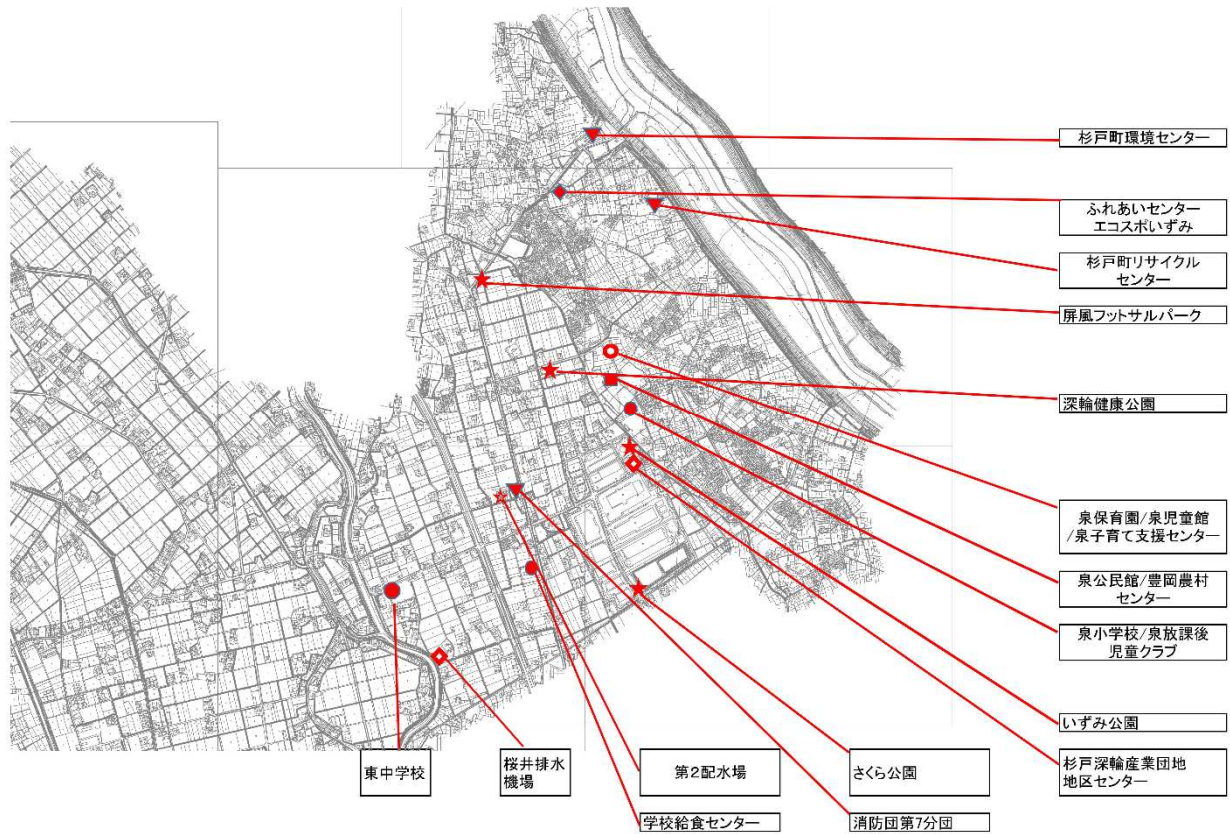
図表 2-29 東地区の公共施設配置状況



泉地区

泉地区には、泉小学校/泉放課後児童クラブ、東中学校、杉戸深輪産業団地地区センター、杉戸町環境センターなどの公共施設が整備されています。

図表 2-30 泉地区の公共施設配置状況



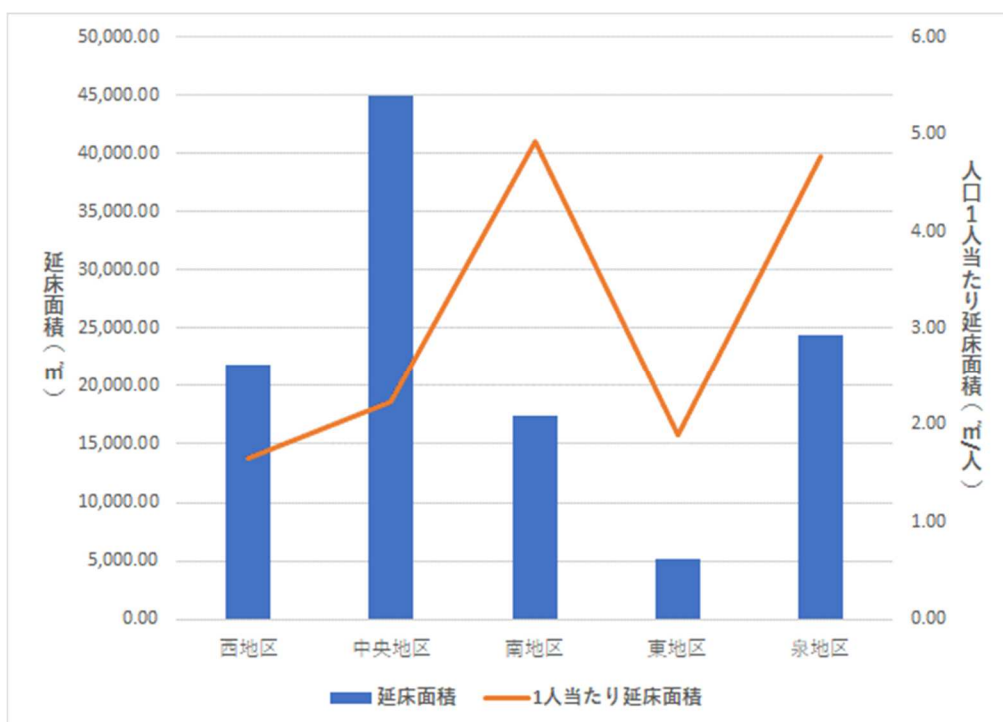
本町の人口の 45.1%を占める中央地区における公共施設の延床面積合計は、44,979.26 m²であり、全地区合計（113,656.26 m²）の 39.6%を占めています。次いで、人口の 11.5%を占める泉地区の延床面積は 24,359.99 m²、人口の 29.5%を占める西地区の 21,789.92 m²となっております。

一方、図表 2-31 のとおり、町民 1 人当たりの延床面積（※1）は、人口が比較的少ない南地区が 4.93 m²と一番高く、次いで泉地区、中央地区、東地区と続きます。

ただし、人口が比較的少ない地域の中でも町民 1 人当たりの施設数にはばらつきがあるため、今後の公共施設の在り方を検討するにあたっては、地域のバランスも踏まえながら検討を行っていくことが必要であると考えられます。

なお、本町全地区における上下水道施設を含めた場合の 1 人当たり延床面積は 2.55 m²、上下水道施設を含まない場合は 2.47 m²となっています。隣接する自治体の上下水道施設を含まない場合の 1 人当たり延床面積（※2）は、春日部市が 2.08 m²、久喜市が 2.27 m²、幸手市 2.97 m²、宮代町 2.48 m²となっており、本町の 1 人当たり延床面積は隣接自治体と同程度となっています。

図表 2-31 地区別 1 人当たり延床面積（上下水道施設を含む）



※1 1 人当たり延床面積は令和 3 年（2021 年）3 月 31 日時点の延床面積を令和 2 年（2020 年）10 月 1 日時点の住民基本台帳人口で除して算定しています。

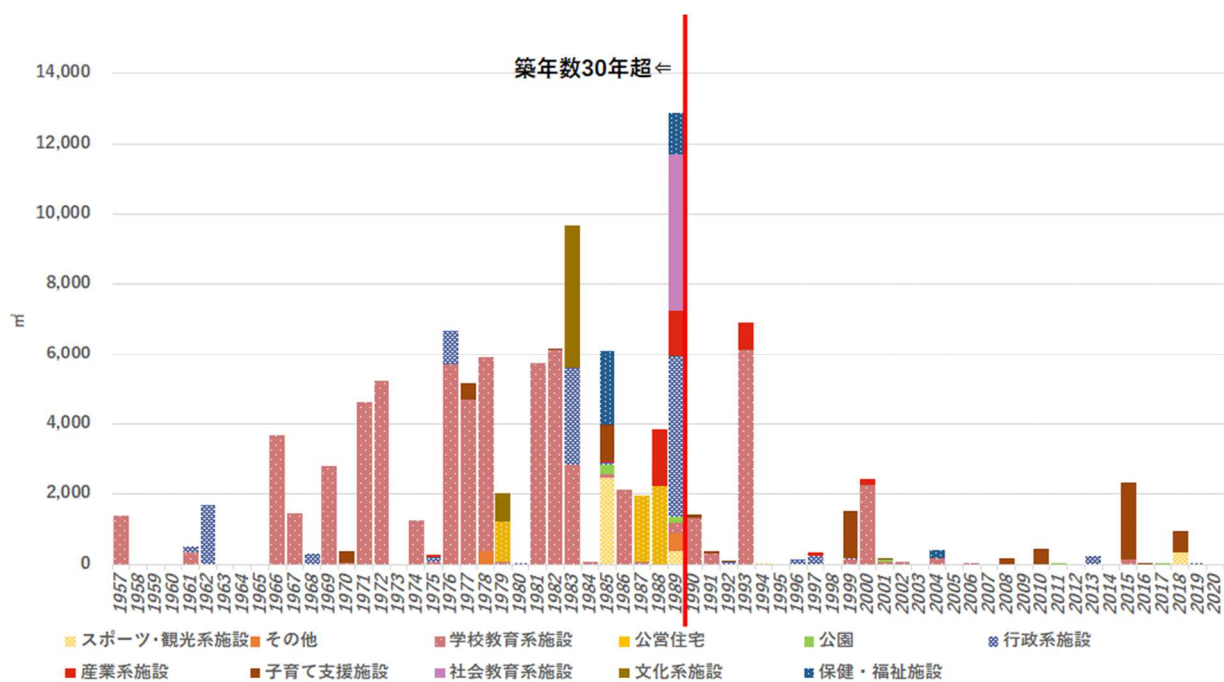
※2 総務省の「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表（令和 3 年（2021 年）3 月 31 日現在）」の令和元年度（2019 年度）数値を引用しています。

(5) 築年別の整備状況

本町の公共施設の整備状況を築年別に延床面積で見ると、時期により変動はあるものの断続的に公共施設整備が続けられてきたといえます。

図表 2-32 のとおり本町の公共施設は平成元年（1989 年）以前に整備されたものが大部分を占めていることから、多くの施設が整備から 30 年以上を経過しており、老朽化が深刻な状況にある公共施設が多くあることが分かります。平成元年（1989 年）以前に整備された施設を大分類別に延床面積で見ると、学校教育系施設、行政系施設等が多くを占めており、今後、中長期的にみて、これらの施設の取替更新需要に対する対応が課題になることが見込まれます。（次頁図表 2-34）

図表 2-32 築年別整備延床面積

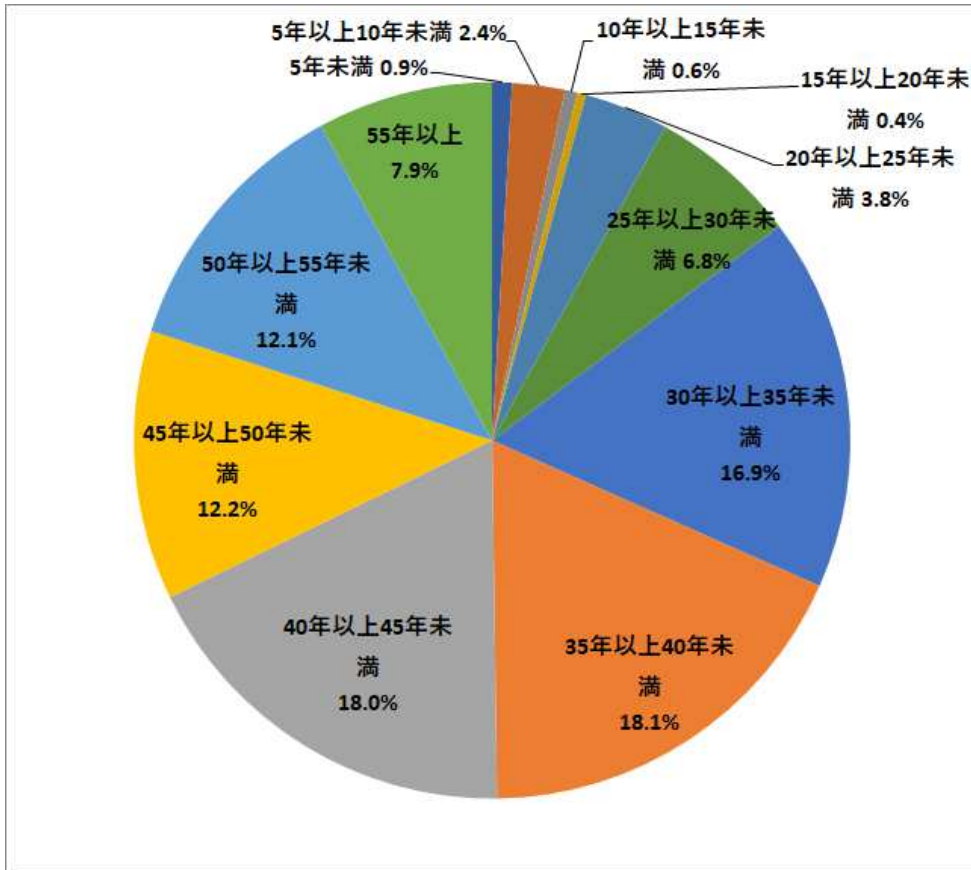


※上記面積にはインフラ施設（上下水道施設）は含まれていません。

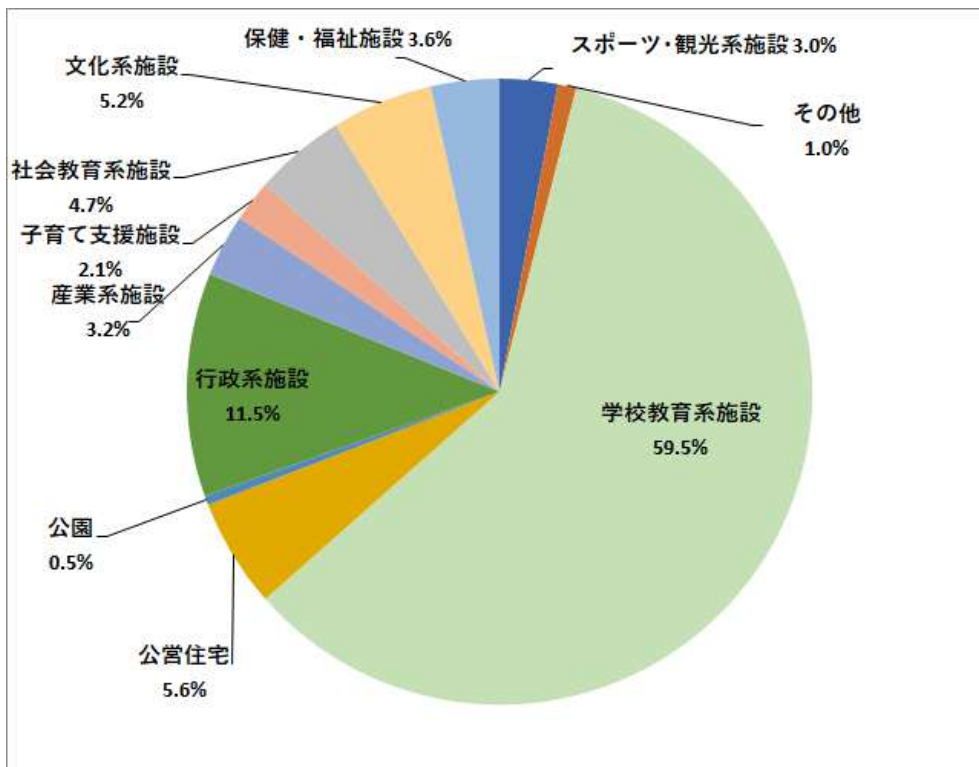
また、次頁図表 2-33 は本町の公共施設を経過年数別に区分した図です。延床面積の割合で見ると、築年数が 30 年以上経過している施設は、全体の 85.2%であり、施設の老朽化が進んでいることがうかがえます。

さらに、次頁図表 2-34 は築年数が 30 年以上経過している施設を大分類別に区分した図です。30 年以上経過している施設のうち、延床面積の割合が最も高い施設は、学校教育系施設であり、全体の 59.5%が該当します。次いで、行政系施設が 11.5%、公営住宅が 5.6%と続きます。

図表 2-33 経過年数別延床面積



図表 2-34 30年以上経過した建物の大分類別延床面積



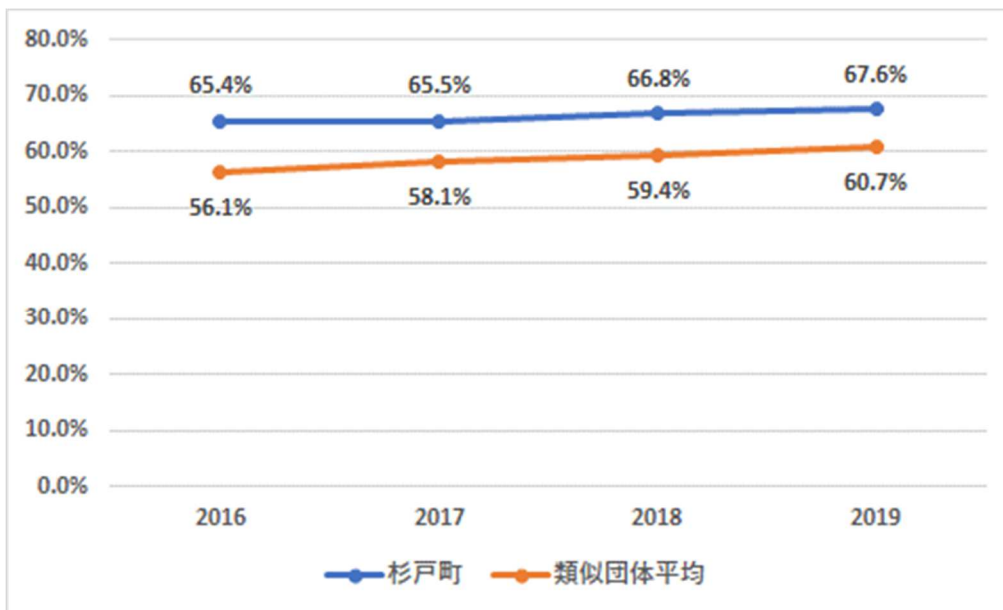
(6) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することで有形固定資産のうち減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、数値が高いほど、老朽化の度合いが高いといえます。

本町の有形固定資産減価償却率は、毎年増加傾向にあり、令和元年度(2019年度)には67.6%に達し、平成28年度(2016年度)から2.2ポイント上昇しています。また、類似団体平均を継続的に上回っていることから、類似団体と比較しても、有形固定資産の老朽化が進んでいることが分かります。そのため、類似団体よりも早い時期に施設の改修や更新が生じる可能性があります。

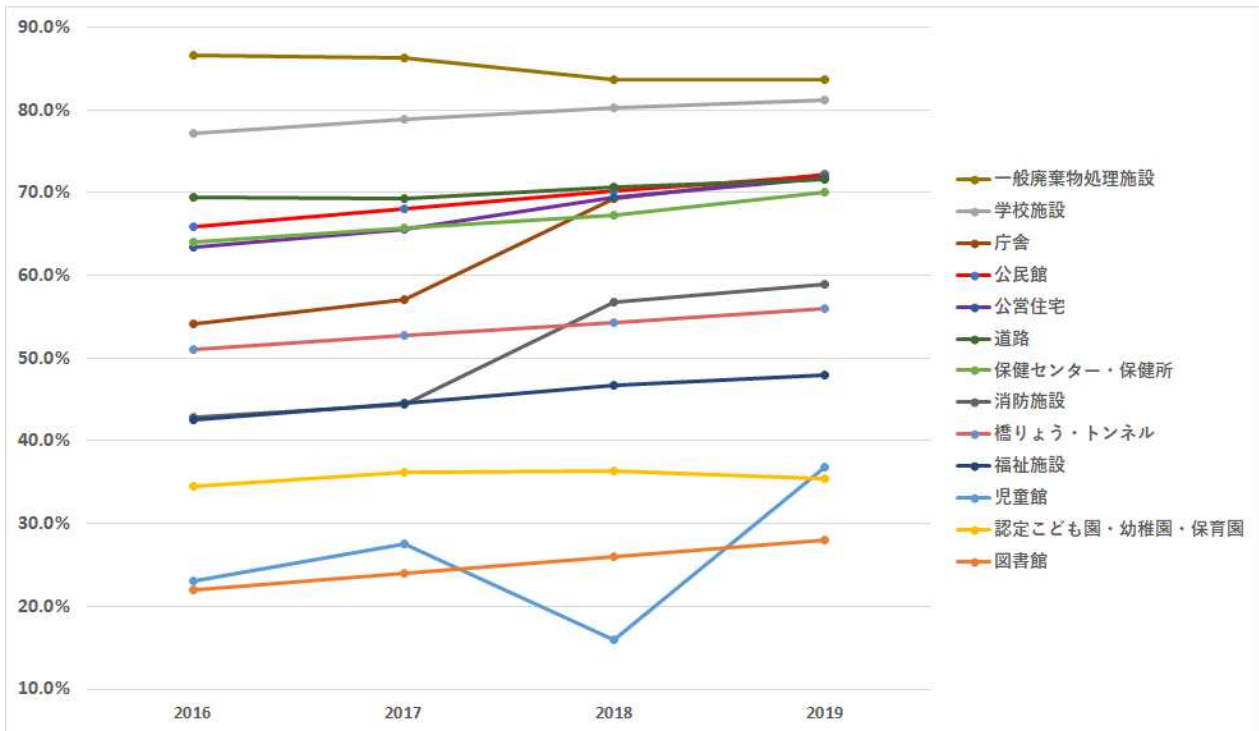
本町の財政は、町債残高は一定水準で推移しており、また、将来負担比率は0%であるから、将来負担に頼ることのない財政運営を行っているといえる一方で、今後は老朽化した施設の改修や更新等による支出が増加することで町債残高の増加が想定されます。そのため、施設の改修や更新が発生する時期を見据えて、中長期的な目線での財政健全化を図っていく必要があります。

図表 2-35 有形固定資産減価償却率の推移



また、財政状況資料集上の施設類型別の有形固定資産減価償却率をみると令和元年度（2019年度）時点で公民館、学校施設、保健センター・保健所、庁舎、一般廃棄物処理施設、公営住宅、道路において、有形固定資産減価償却率が70%を超えており、町内の施設のなかでも特に老朽化が進んできています。有形固定資産減価償却率が特に高い施設については今後の施設の改修や更新を実施する時期についてより具体的に検討を進めていくことが必要です。

図表 2-36 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移

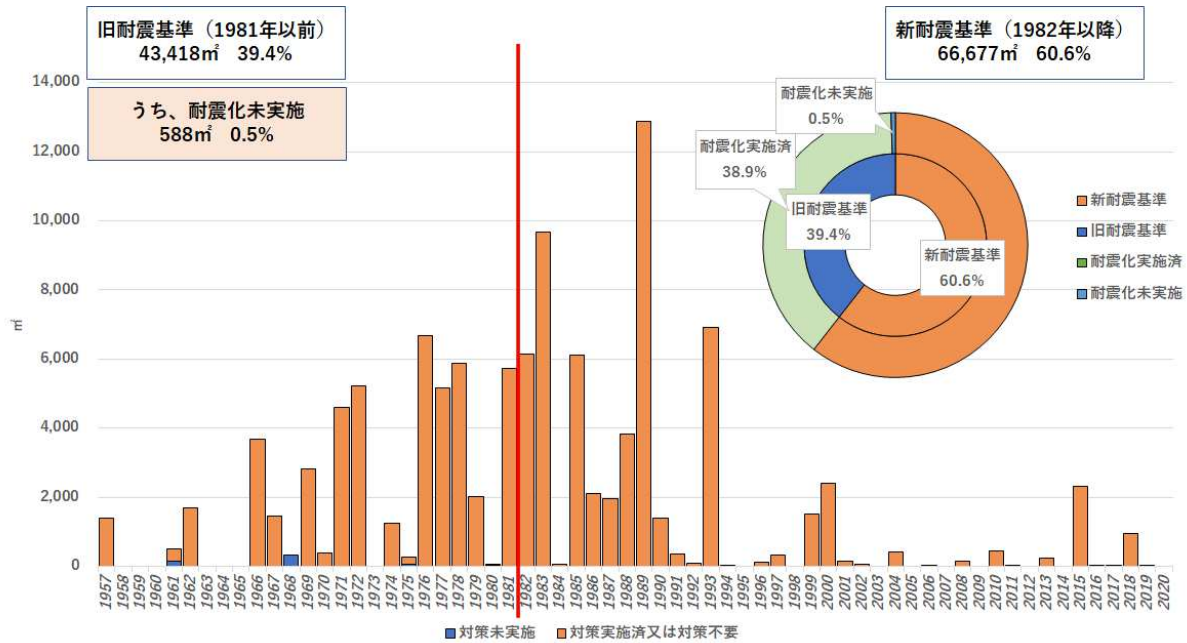


(7) 耐震化の状況

主な施設（耐震化の検証にそぐわない歴史的建造物などを除く）のうち、昭和55年度（1980年度）以前の旧耐震基準の施設に係る延床面積は43,418㎡（39.4%）であり、新耐震基準の施設に係る延床面積は、66,677㎡（60.6%）となっています。

旧耐震基準で建設された施設のうち、このうち耐震化の対応が行われていない施設は588㎡で全体の0.5%であり、ほとんどの施設において対応がなされています。

図表 2-37 耐震化の状況



※上記面積にはインフラ施設（上下水道施設）は含まれていません。

(8) インフラ施設の状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるものです。本町における令和3年（2021年）3月31日時点のインフラ施設の保有状況は以下のとおりです。

図表 2-38 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	数量
道路	道路実延長	484,132m
上水道	管路延長	237,508m
	導水管	887m
	送水管	0m
	配水管	236,621m
下水道(※1)	管路総延長	157,611m
橋りょう	橋りょう実延長	1,888m

※1 下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道の合計。

(9) 過去に行った対策の実績

平成28年度（2016年度）以降に実施した公共施設の統廃合・長寿命化・転用等の実績は図表2-39のとおりとなっています。

図表 2-39 過去に行った対策の実績

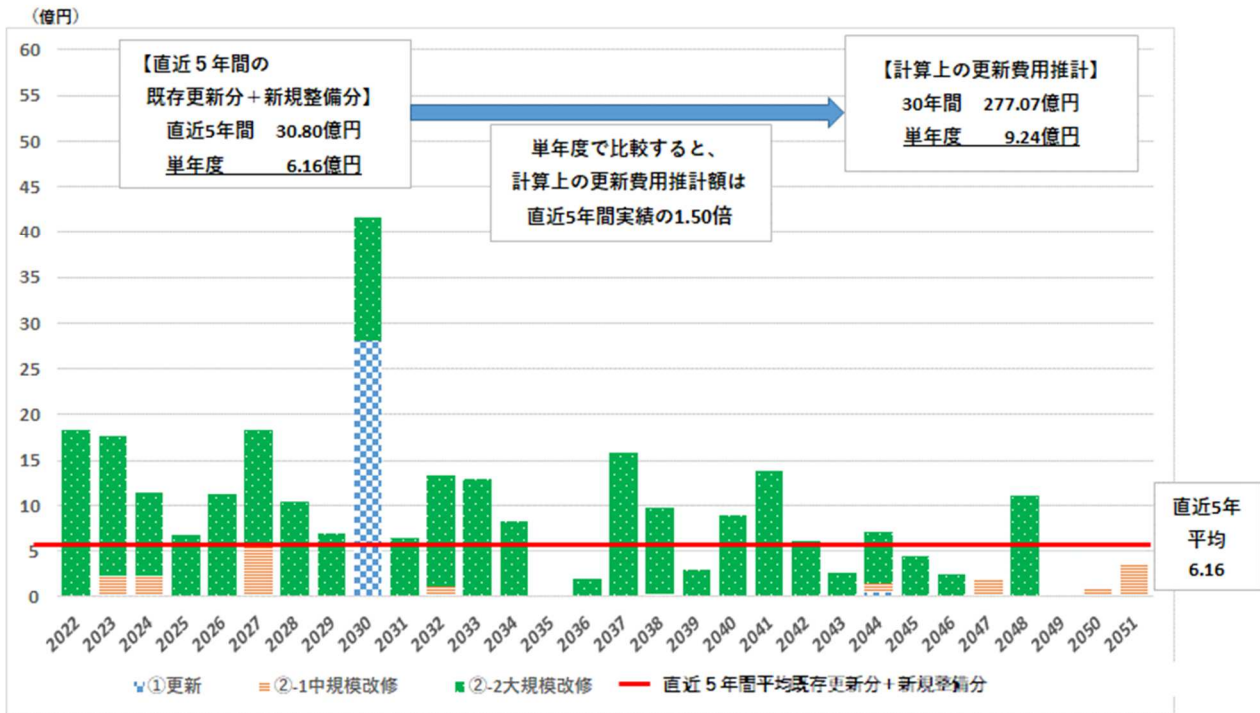
No	施設名	実施年度	実績内容
1	中央第二幼稚園	平成 29 年度 (2017 年度)	町立幼稚園再編計画に基づき、5園（中央・中央第二・東・西・南）を3園（中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園）に再編し、平成 27 年度（2015 年度）に閉園後、平成 29 年度（2017 年度）に売却。
2	杉戸宿魅力発信拠点施設 (流灯ふれあい館)	平成 29 年度 (2017 年度)	古利根川流灯まつり及び杉戸宿等の観光資源への総合的な活用により、地域振興及び商業の活性化を図るとともに、郷土歴史に対する町民の理解と誇りの醸成に資する施設として旧施設を解体し、平成 29 年度（2017 年度）に杉戸宿魅力発信拠点施設を建設。
3	中央幼稚園	平成 30 年度 (2018 年度)	町立幼稚園再編計画に基づき、5園（中央・中央第二・東・西・南）を3園（中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園）に再編したうえで平成 30 年度（2018 年度）に保育棟を改築。
4	東幼稚園	平成 30 年度 (2018 年度)	町立幼稚園再編計画に基づき、5園（中央・中央第二・東・西・南）を3園（中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園）に再編し、平成 27 年度（2015 年度）に閉園後、平成 30 年度（2018 年度）に売却。
5	南幼稚園	令和 2 年度 (2020 年度)	町立幼稚園再編計画に基づき、5園（中央・中央第二・東・西・南）を3園（中央幼稚園・西幼稚園・すぎと幼稚園）に再編し、令和 2 年度（2020 年度）に園舎を解体（令和 3 年度（2021 年度）に跡地を公園として整備）。

6 公共施設等の更新費用推計

(1) 公共施設の将来の更新費用

杉戸町公共施設個別施設計画の集計結果から、普通会計の公共施設の更新費用は30年間で約277億円(約9.2億円/年)です。図表2-40のとおりとなり、今後10年間で、築年数が30年を超過する公共施設の大規模改修等が多額に生じることが見込まれます。これは、直近5年間の公共施設の更新及び新規整備に投資した経費の約1.5倍に当たります。

図表 2-40 公共施設の将来の施設更新費用



(2) インフラ施設（普通会計）の将来の更新費用

① 試算する際の前提条件

- 道路は、以下の分類別面積を更新年数で除した面積を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。更新単価及び更新周期については、「公共施設等更新費用試算ソフト」（地域総合整備財団）を参考に、以下のとおり類別に設定します。

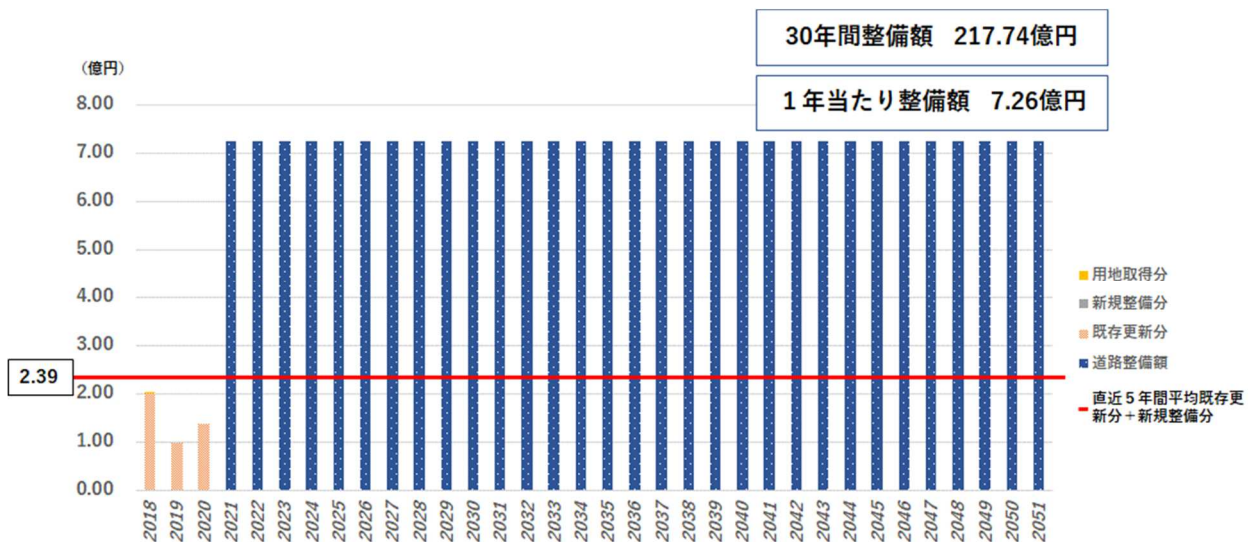
分類	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/m ²

- 橋りょうは、総面積を更新年数で除した面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を算出します。更新単価及び更新周期については、「公共施設等更新費用試算ソフト」（地域総合整備財団）を参考に、更新年数は 60 年、更新単価は 448 千円/m²と設定します。

② 将来の更新費用（道路）

道路の更新費用は 30 年間で約 218 億円（約 7.3 億円/年）です。これは、直近 5 年間の道路の更新及び新規整備に投資した経費の約 3.0 倍に当たります。

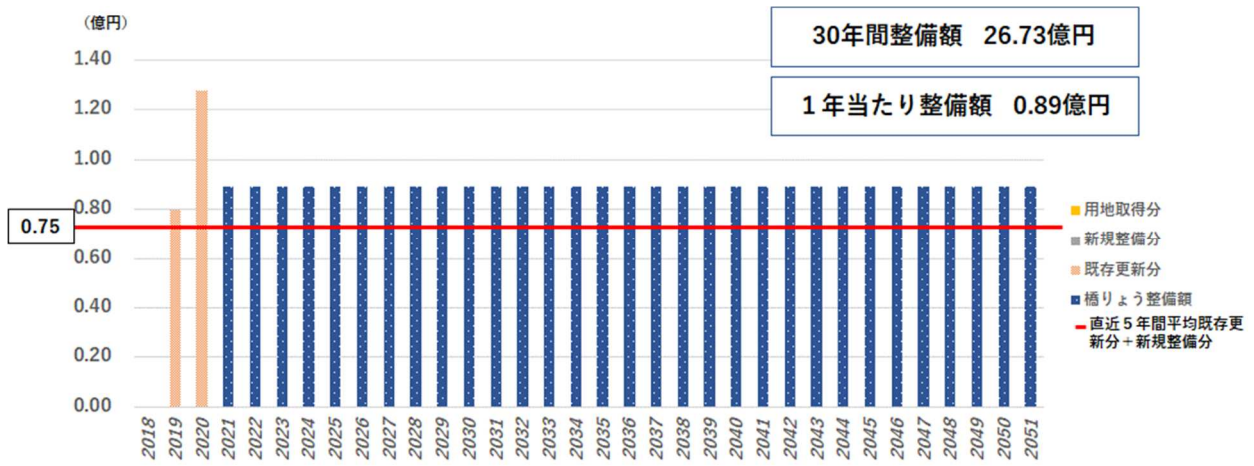
図表 2-41 将来の施設更新費用（道路）



③ 将来の更新費用（橋りょう）

橋りょうの更新費用は30年間で約27億円（約0.9億円/年）です。これは、直近5年間の橋りょうの更新及び新規整備に投資した経費の約1.2倍に当たります。

図表 2-42 将来の施設更新費用（橋りょう）



(3) 効果額の算定

① 算定方法

個別施設計画で算定された更新費用と公共施設等について法定耐用年数到来時に更新をする場合（以下、「単純更新する場合」という。）の更新費用との比較により効果額を算定します。本町が保有する公共施設の更新費用の算定方法は以下のとおりです。

<公共施設>

- 公共施設を単純更新する場合の更新費用は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造については、建築後 22 年で中規模改修（※1）、法定耐用年数で建替えを行うことを前提として更新費用を算出します。また、軽量鉄骨造、木造については、中規模改修を行わず、法定耐用年数で建替えを行うことを前提として更新費用を算出します。なお、法定耐用年数は固定資産台帳に登録された耐用年数を使用しています（鉄骨鉄筋コンクリート造：50 年、鉄筋コンクリート造：50 年、鉄骨造：38 年、軽量鉄骨造：30 年、木造：24 年）。
- 長寿命化を行う場合の更新費用は、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造については、建築後 22 年で中規模改修、43 年で大規模改修、64 年で中規模改修、85 年で建替えを行うとして算出します。また、軽量鉄骨造、木造については、建築後 20 年で中規模改修、40 年で建替えを行うとして算出します。
- 更新費用は現在の面積に施設の大分類に応じた更新単価を乗じて算出します。なお、更新単価は以下のとおりであり、改修・更新のための工事単価は「公共施設等更新費用試算ソフト」（地域総合整備財団）を参考に、用途別に設定します。
- 維持管理費は、平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）における決算統計の維持補修費の平均値が継続して発生するものとして算定します。なお、個別施設計画では維持管理費を算定していないため、単純更新した場合と同額が発生するものとして算定します。

図表 2-43 試算の前提条件

施設分類	大規模改修（万円/㎡）	建替え（万円/㎡）
文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・観光系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他	20	36

※1 中規模改修に要する費用の工事単価は、大規模改修の工事単価の1/2とします。

<インフラ施設>

- インフラ施設を単純更新する場合の更新費用及び維持管理費（※1）は図表 2-44 のとおり算定します。

図表 2-44 単純更新費用算定の利用データ

分類	更新費用等	維持管理費
道路	更新費用試算ソフトデータ	決算統計の維持補修費（※4）
橋りょう	更新費用試算ソフトデータ	決算統計の維持補修費
その他インフラ	-（※2）	決算統計の維持補修費
上水道	水道事業経営戦略における法定耐用年数経過時に更新における更新費用等	水道事業経営戦略における維持管理費
下水道	下水道事業経営戦略における更新費用等（※3）	下水道事業経営戦略における維持管理費

※1 維持管理費は、個別施設計画においても同額発生するものとします。

※2 道路及び橋りょう以外のその他インフラについては、維持管理費のみ発生するものとします。

※3 下水道は下水道事業経営戦略における更新費用等が法定耐用年数経過時に更新することを前提としているため、更新費用等は個別施設計画においても同額発生するものとします。

※4 平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）における決算統計の維持補修費の平均値が継続して発生するものとします。

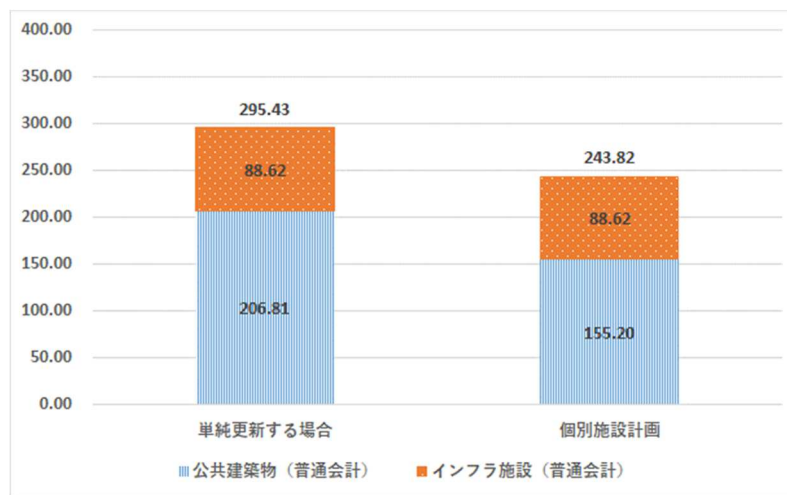
② 普通会計

長寿命化を行う場合は既存施設の耐用年数を延ばすことが可能となるため、普通会計全体において、計画改訂後 10 年間で約 51.6 億円（17.5%）のコスト削減が期待できます。インフラ施設については、個別施設計画において長寿命化を行う場合の更新費用の算定を行っていないことから、単純更新する場合と個別施設計画において長寿命化を行う場合を同額としています。なお、計画改訂後 30 年間の更新費用の見込は図表 2-46 のとおりです。

図表 2-45 今後 10 年間の効果額（普通会計）

（単位：億円）

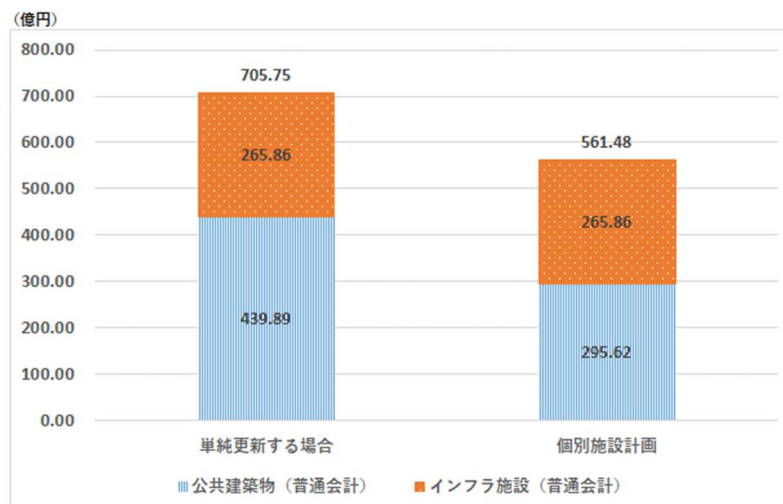
普通会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
公共建築物	206.81	155.20	△51.61
インフラ施設	88.62	88.62	—
合計	295.43	243.82	△51.61



図表 2-46 今後 30 年間の効果額（普通会計）

（単位：億円）

普通会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
公共建築物	439.89	295.62	△144.27
インフラ施設	265.86	265.86	—
合計	705.75	561.48	△144.27



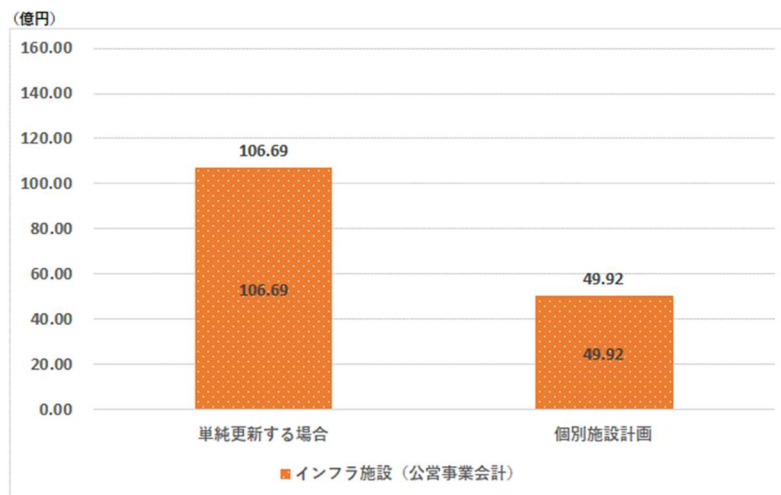
③ 公営事業

長寿命化を行う場合は既存施設の耐用年数を延ばすことが可能となるため、公営事業会計全体において、計画改訂後 10 年間で約 56.8 億円（53.2%）のコスト削減が期待できます。下水道事業については、下水道事業経営戦略において法定耐用年数で更新することを前提に試算していることから、単純更新する場合と個別施設計画において長寿命化を行う場合を同額としています。なお、計画改訂後 30 年間の更新費用の見込は図表 2-48 のとおりです。

図表 2-47 今後 10 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

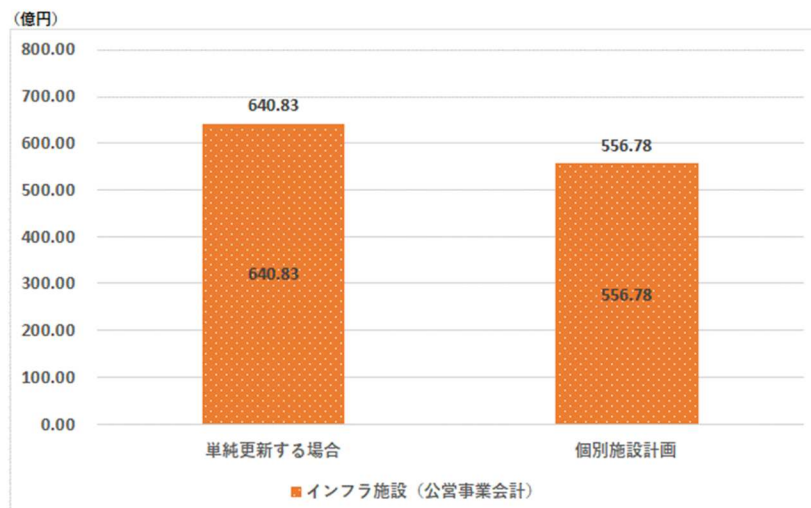
公営事業会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
公共建築物	—	—	—
インフラ施設	106.69	49.92	△56.77
合計	106.69	49.92	△56.77



図表 2-48 今後 30 年間の効果額（公営事業会計）

（単位：億円）

公営事業会計	単純更新する場合	個別施設計画	効果額
公共建築物	—	—	—
インフラ施設	640.83	556.78	△84.04
合計	640.83	556.78	△84.04



④ 全体（普通会計および公営事業会計）

普通会計および公営事業会計全体の計画改訂後 10 年間（令和 4 年度～令和 13 年度まで）の個別施設計画の実施による効果額は、全体で約 108.4 億円です。この中で、普通会計の建築物とインフラの効果額は約 51.6 億円、公営事業会計のインフラの効果額は約 56.8 億円です。また、更新費用等に対する財源の見込や現在要している経費は図表 2-49 のとおりです。なお、計画改訂後 30 年間の更新費用の見込は次頁図表 2-50 のとおりです。

図表 2-49 今後 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

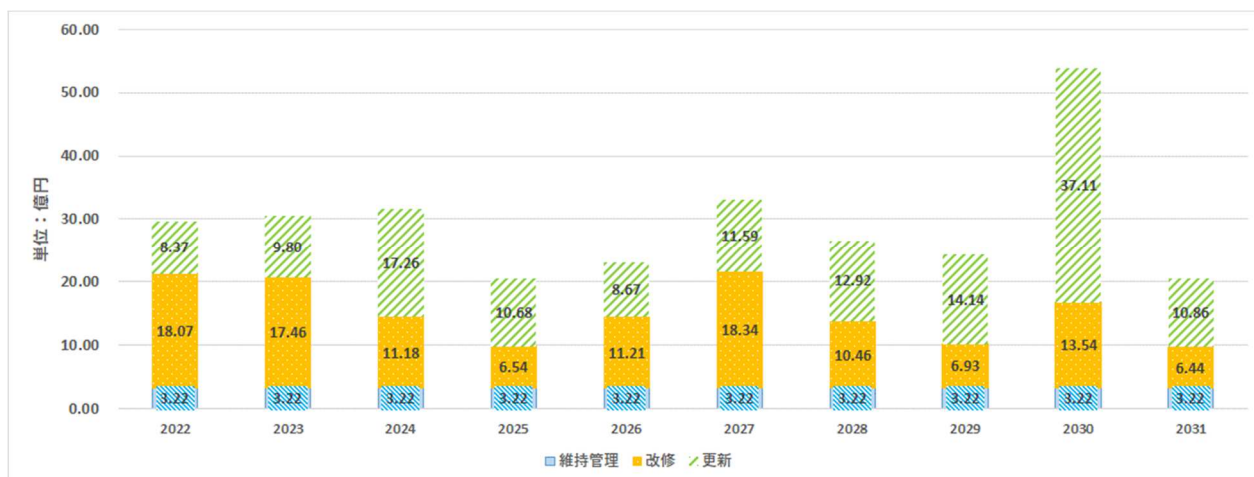
（単位：億円）

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)
普通 会計	建築物 (a)	6.18	120.17	28.84	155.20
	インフラ施設 (b)	7.13	-	81.49	88.62
	計 (a+b)	13.32	120.17	110.33	243.82
公営事 業会計	建築物 (c)	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	18.85	-	31.07	49.92
	計 (c+d)	18.85	-	31.07	49.92
建築物計 (a+c)		6.18	120.17	28.84	155.20
インフラ施設計 (b+d)		25.98	-	112.56	138.54
合計 (a+b+c+d)		32.16	120.17	141.41	293.74
		財源見込 (※1)	耐用年数経過時 に単純更新した 場合 (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	現在要している 経費 (過去 4 年 平均) (※2)
普通 会計	建築物 (a)	国県等補助金：31.53 地方債：79.60 自己財源：132.69	206.81	△51.61	7.13
	インフラ施設 (b)		88.62	-	5.39
	計 (a+b)		295.43	△51.61	12.52
公営事 業会計	建築物 (c)	企業債：6.21 工事負担金：8.83 自己財源：34.88	-	-	-
	インフラ施設 (d)		106.69	△56.77	5.93
	計 (c+d)		106.69	△56.77	5.93
建築物計 (a+c)			206.81	△51.61	7.13
インフラ施設計 (b+d)			195.31	△56.77	11.32
合計 (a+b+c+d)			402.12	△108.38	18.45

※1 普通会計については、平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）の普通建設事業費における財源の構成割合が継続するものとして算定しています。公営事業会計のうち水道事業会計分については、水道事業経営戦略を元に算定しています。また、公営事業会計のうち下水道事業会計分については、下水道事業経営戦略を元に算定しています。

※2 普通会計については、維持補修費及び普通建設事業費（単独事業費＋補助事業費）の合計の平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）における平均値により算定しています。なお、

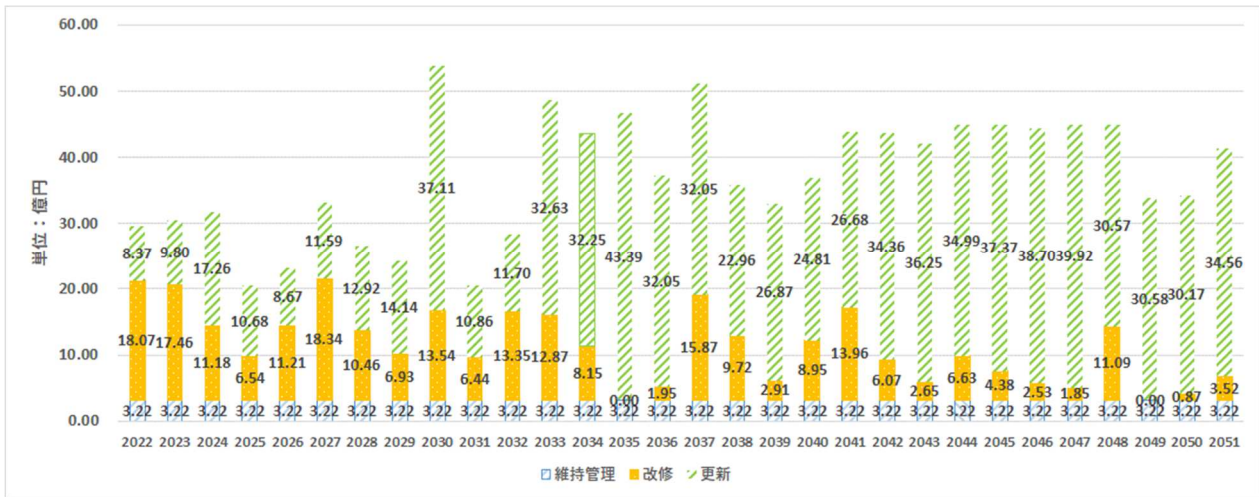
普通建設事業費から、用地取得費、人件費及び共済費は除外しています。公営事業会計については、修繕費及び建設改良費の合計の平成 29 年度（2017 年度）～令和 2 年度（2020 年度）における平均値により算定しています。なお、建設改良費から、人件費は除外しています。



図表 2-50 今後 30 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：億円)

		維持管理・修繕 (①)	改修 (②)	更新等 (③)	合計 (④) (①+②+③)
普通会 計	建築物 (a)	18.55	247.49	29.58	295.62
	インフラ施設 (b)	21.40	-	244.46	265.86
	計 (a+b)	39.95	247.49	274.04	561.48
公営事 業会計	建築物 (c)	-	-	-	-
	インフラ施設 (d)	56.54	-	500.24	556.78
	計 (c+d)	56.54	-	500.24	556.78
建築物計 (a+c)		18.55	247.49	29.58	295.62
インフラ施設計 (b+d)		77.94	-	744.71	822.65
合計 (a+b+c+d)		96.49	247.49	774.29	1,118.27
		耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等の 効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去 4 年平均)	
普通会 計	建築物 (a)	439.89	△144.27	7.13	
	インフラ施設 (b)	265.86	-	5.39	
	計 (a+b)	705.75	△144.27	12.52	
公営事 業会計	建築物 (c)	-	-	-	
	インフラ施設 (d)	640.83	△84.04	5.93	
	計 (c+d)	640.83	△84.04	5.93	
建築物計 (a+c)		439.89	△144.27	7.13	
インフラ施設計 (b+d)		906.69	△84.04	11.32	
合計 (a+b+c+d)		1,346.58	△228.31	18.45	



(4) 個別施設計画を反映した財政推計

個別施設計画で算定した更新費用を反映した財政推計結果は以下のとおりです。なお、本町の財政推計は、以下の前提条件のもとで行いました。

【前提条件】	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設やインフラの個別施設計画で推計されている更新費用等を反映する。 ・財政推計は、過年度の実績等をもとに、将来見込まれる歳入・歳出の金額を推計し、30年間分の歳入・歳出各項目の推計値を積み上げて算出することとする。また、個人町民税や扶助費については将来人口推計に比例することを前提として歳入・歳出の金額を推計する。 ・「公共施設投資の必要額」には、公共施設、道路、橋りょうの更新費用を含み、料金収入による独立採算を前提とする上水道及び下水道設備の更新費用は含まないものとする。 ・財政推計は多数の仮定を設定したうえで実施するものであり、本町の今後の予算及び決算に影響するものではない。 	

図表 2-51 個別施設計画を反映した財政推計

		(億円)	
		項目	30年間の合計
歳入 (A)		地方税	1,668
		国庫支出金	344
		都道府県支出金	231
		その他	1,414
		歳入合計	3,658
歳出 (B)		人件費	754
		扶助費	610
		公債費	288
		維持補修費	40
		繰出金	613
		投資的経費	356
		その他	1,043
		歳出合計	3,705
追加で発生が見込まれる財源 (C)			19 (※1)
追加で発生が見込まれる更新費用 (D)			166 (※2)
財源不足額 (A - B + C - D)			194 (※3)

※1 普通建設事業費等の増加に伴い国・県支出金の増加が見込まれる金額です。これは、追加で発生が見込まれる更新費用に過去の普通建設事業費に対する国庫支出金・都道府県支出金の割合を乗じて算定します。

※2 過去4年間の公共施設及びインフラへの平均投資額(単独事業+補助事業)を上回る金額を年度ごとに算定した金額の合計です。なお、上水道事業及び下水道事業は独立採算を前提としているため、除いています。

※3 30年間の公共施設等投資額 561 億円（うち公共施設 277 億円、インフラ 244 億円、維持補修費 40 億円）に対して使用可能な財源は 367 億円となり、今後不足することが見込まれる費用は 194 億円となります。

財政推計の結果では、歳出のうち維持補修費と投資的経費が公共施設の維持・更新等のための支出になりますが、これまでと同程度の支出を継続することを前提とした場合は今後 30 年間の合計で約 396 億円となります。しかし、本町が保有する公共施設等（公共施設、道路、橋りょう）について個別施設計画で予定している更新及び改修を実施することを前提とした場合（道路、橋りょうについては更新費用試算ソフトで試算した結果を使用する場合）は、さらに、追加で約 166 億円の支出が発生する見込みとなります。なお、追加で発生する支出に対する国・県支出金が約 19 億円増加することを見込んで、公共施設等の維持・更新のための財源の不足額は約 194 億円となります。当該不足額を解消するにあたって、財源側の増加や、インフラ（道路、橋りょう）の総量縮減による更新費用削減を想定しない場合、公共施設（ハコモノ）にかけることができる更新費用は計算上、30.1%（※1）分の更新費用しか確保することができません。

この財源不足額はあくまでも、試算された理想的な施設関連投資の水準であり、こうした投資をすることができない場合は、確実に老朽化が進行し、施設に関するコストの将来負担を先送りするとともに、老朽化が進んだ施設を次の世代に引継ぐこととなります。また、行政運営を行うにあたっては、既存資産を更新するだけでなく、新規の施設整備も実施する必要があります。その分については既存更新分に加えて財源を確保することが必要です。そのため、今後は更新費用のうち特に大きな割合を有している道路や学校施設等について長寿命化や適正規模の検討を進めていくことが重要です。

※1 財源側の増加や、インフラ（道路、橋りょう）の総量縮減による更新費用削減を想定しない場合における公共施設（ハコモノ）にかけることができる更新費用は、以下のとおり算定しています。

①公共施設（ハコモノ）の更新費用合計（30年間）：277.1 億円

②不足額：193.6 億円

③差引：83.5 億円

④③÷①=30.1%

第3章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本総合管理計画を全庁的な取組とするために、計画の進捗状況を一元的に管理する課を総合政策課と定め、関連課と連携を図りながら公共施設等のマネジメントを進めていきます。

また、マネジメントに必要な情報についても、総合政策課で管理・集約することで一元化し、それをフィードバックすることで全庁的に共有していくこととします。また、一元管理には固定資産台帳データを活用することとします。

2 現状や課題に関する基本認識

(1) 少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化

本町は都市部のベッドタウンとして人口が増加してきた町ですが、今後は人口減少に転じることが見込まれ、令和2年（2020年）10月1日時点で44,538人である人口が、令和27（2045）年には38,137人まで減少することが見込まれます。同時に、少子高齢化が急激に進行することが想定されます。

こうした世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、地域によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設等の老朽化

本町の公共施設のうち、平成元年（1989年）以前に整備された築年数が30年以上経過している施設は全体の85.2%を占めます。30年以上経過している施設のうち、延床面積の割合が最も高い施設は、学校教育系施設であり、全体の59.5%が該当します。児童生徒数が減少していくことも踏まえ、今後の在り方を検討していく必要があります。

(3) 公共施設等の更新需要の増大

現在、本町が保有する公共施設等（道路、橋りょうを含む）の今後30年間の更新等、改修及び維持管理・修繕に係る費用の総額は561億円で、試算期間における平均費用は年間18.7億円となります。

これに対して、過去4年間（平成29年度（2017年度）～令和2年度（2020年度））に公共施設等（道路、橋りょうを含む）の更新等、改修及び維持管理・修繕に要してきた金額（用地取得及び人件費を除く）は年平均12.5億円です。直近の投資額と、今後の更新費用を比べた場合、新規の施設整備以外は今後30年間でこれまでの1.5倍程度の支出が必要となります。すべての公共施設を維持・更新することを前提とすれば、これまで以上に投資的経費をかけていくことが必要となります。また、個別施設計画、令和12年（2030年）前後には多額の更新費用が見込まれるため、多額の更新費用の発生が見込まれる年度については、更新時期の平準化等を考慮に入れながら更新等の計画を検討していくことが必要です。

(4) 公共施設等にかけられる財源の限界

生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれるにも関わらず、扶助費等の歳出は横ばいで推移することが見込まれます。また、整備された公共施設等の機能を適切に保つためには、維持管理や運営に係る経常的な費用も毎年度必要となります。このように、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設等の在り方を検討する必要があります。

3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画的な公共施設等の管理のために、現状や課題に対する認識を踏まえた上で公共施設等の更新・長寿命化・統廃合などの基本的な考え方を示します。

将来必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できるものや類似、重複している施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供していきます。

また、町が加入している一部事務組合が使用する施設に更新等が生じる場合には、通常の負担金のほかに追加の負担金が生じる可能性があり、追加の負担金についても財源を確保していくことが必要です。

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・ 対症療法的に劣化の進んだ公共施設等の修繕（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や修繕（予防保全）を行うことで適切な維持管理に努めます。
- ・ 町民に対する安全性確保の観点から、定期的な点検を実施していくほか、日常の点検のマニュアル化を進めます。また、点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握し、迅速に対応できるように努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 公共施設等の計画的な点検や維持管理、修繕を行うことで、ライフサイクルコスト（※1）の縮減・平準化を図ります。
- ・ 維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等にいかしていきます。また、施設の重要度や劣化状況等に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・ PPP（※2）／PFI（※3）など、民間活力を活用し、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努めます。

※1 ライフサイクルコストとは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃業までに要する費用の合計です。

※2 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、官と民がパートナーを組んで公共サービスの提供を図ることです。

※3 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ることです。

（3） 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた公共施設等については、速やかに対応策を講じ、危険となる要因を除去して安全を確保します。
- ・ 安全性確保が難しく、今後維持していくことが困難な施設については、町民の安全性確保の観点から、供用廃止等の対応を適時適切にとっていきます。

（4） 耐震化の実施方針

- ・ 阪神・淡路大震災を契機として、耐震改修促進法が改正され、平成18年（2006年）1月から施行されています。本町では、平成22年（2010年）3月に杉戸町建築物耐震改修促進計画を策定しており、平成27年度（2015年度）までに多数の者が利用する町有建築物の耐震化率は100%となっています。

（5） 長寿命化の実施方針

- ・ 公共施設については、杉戸町個別施設計画や杉戸町学校施設長寿命化計画に基づき、劣化が進む前に計画的に点検や修繕（予防保全）を行うことで、施設は原則長寿命化を図ります。
- ・ インフラ施設については、杉戸町橋りょう長寿命化修繕計画、杉戸町道路舗装修繕計画や杉戸町水道ビジョン、杉戸町水道事業経営戦略、杉戸町下水道事業経営戦略等に基づき、長寿命化を図ります。

（6） ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・ 長寿命化にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障がいの有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい設計として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

（7） 統合や廃止の推進方針

- ・ 公共施設等の将来の更新費用については、今の公共施設の30.1%を更新する財源しか確保することができないことが、計算上明確となりました。公共施設の総量縮減だけで、その財政的な対応をすることはできませんが、可能な限りの公共施設の縮減を進めていきます。
- ・ 公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況、町の財政状況等を踏まえ、代替可能な施設は、原則統合や民間への譲渡、貸付（リース）等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量を縮減します。

- ・ 統合や廃止を検討するにあたり、施設評価を行う必要があります。具体的な施設評価の流れは以下のとおりです。

前段階：適切な施設評価が行えるように、施設調書の項目を見直す。

STEP1：施設管理担当課にて、施設調書に基づいた施設評価を行う。

STEP2：総合政策課は、施設調書を基に施設管理担当課からヒアリングを行い、第二段階での施設評価を行う。

STEP3：全体調整を行い、庁内の合意形成をする。

STEP4：町民や議会への説明を行い、聴取した意見を踏まえて最終評価を行う。

- ・ インフラについても必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。
- ・ 統合等により廃止された公共施設については、計画的に除却を進めるとともに、跡地の有効活用を図ります。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 総合的かつ計画的な管理を実現するための取組は、総合政策課のみでなく全庁で行います。
- ・ 必要に応じて職員研修を行うなどし、統合や廃止などの再編計画も見据えた今後の公共施設等の在り方について検討していきます。

第4章 施設類型別の基本方針

ここでは、施設類型ごとに現状や課題に関する基本的な認識を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。第2章でも示したとおり、公共施設の保有状況は以下のとおりとなりますが、令和3年度の事業を一部反映しています。

図表4-1 公共施設等の保有状況

令和3年度(2021年度)時点

No	大分類	中分類	施設名
1	文化系施設	集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西公民館 ・南公民館/堤郷農村センター ・東公民館/田宮農村センター ・泉公民館/豊岡農村センター ・高野農村センター
2	社会教育系施設	図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センター/図書館
3	スポーツ・観光系施設	屋内スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいセンターエコ・スポいずみ
		観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸宿魅力発信拠点施設 ・市民農園作業所
4	産業系施設	産業系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸深輪産業団地地区センター ・アグリパークゆめすぎと ・市民農園作業所 ・アグリパークゆめすぎと育苗施設 ・桜井排水機場
5	学校教育系施設	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸小学校 ・杉戸第三小学校 ・西小学校 ・杉戸第二小学校 ・泉小学校 ・高野台小学校
		中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸中学校 ・東中学校 ・広島中学校
		その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センター
6	子育て支援施設	保育園・幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・泉保育園 ・高野台保育園 ・中央幼稚園 ・西幼稚園 ・すぎと幼稚園/すぎと保育園
		放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・内田放課後児童クラブ/内田第2放課後児童クラブ ・南放課後児童クラブ(※1) ・西放課後児童クラブ ・西第2放課後児童クラブ(※2) ・中央放課後児童クラブ ・中央第2放課後児童クラブ(※2) ・泉放課後児童クラブ ・高野台放課後児童クラブ
		幼児・児童施設	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸子育て支援センター(※3) ・泉子育て支援センター/泉児童館
7	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・すぎとピア
		障がい者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケアかわせみ
		保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター
8	行政系施設	庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ・杉戸町役場 ・文化財資料室
		消防施設	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団第1分団 ・消防団第2分団 ・消防団第3分団(※4) ・消防団第4分団 ・消防団第5分団 ・消防団第6分団 ・消防団第7分団 ・消防団第8分団
		その他行政系施設	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄機材倉庫 ・杉戸町環境センター ・杉戸町リサイクルセンター ・第13投票所 ・下本村集会所
9	公営住宅	公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・下高野団地 ・三本木団地

10	公園	公園	<ul style="list-style-type: none"> ・倉松公園 ・杉戸西近隣公園 ・いずみ公園 ・さくら公園 	<ul style="list-style-type: none"> ・深輪健康公園 ・屏風フットサルパーク ・国体記念運動広場 ・大島新田調節池休憩施設
11	その他	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・旧高野団地汚水処理場 ・旧大栄団地汚水処理場 	
12	上下水道施設	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西排水機場/調整池 	<ul style="list-style-type: none"> ・むさし堤団地汚水処理場
		上水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・第1配水場 ・第2配水場 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3配水場

※1 南放課後児童クラブは、令和3年度（2021年度）中に新施設が完成予定です。

※2 令和3年度（2021年度）に国の基準を満たすため、中央第2放課後児童クラブ及び西第2放課後児童クラブを設置しました。

※3 杉戸子育て支援センターは、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、杉戸町生涯学習センターにて業務を実施。

※4 消防団第3分団は、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、建替え予定。

1 文化系施設

施設類型	文化系施設	施設数	5	延床面積	4,082.67 m ²
対象となる主な施設	西公民館、南公民館/堤郷農村センター 等				
管理形態	直営5施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の学習の場・集会などの自主的な活動の場を提供するとともに、各種講座や教室などの学習の機会を提供するため、公民館を4館設置しています。公民館は各地区に配置され、それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。 ➤ 農業経営の安定と市民の生活水準の向上を図るため、農村センターを4館（うち3館は公民館と併設）設置しています。 					
現状の課題					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全ての施設が築30年を迎え、老朽化が進行しています。その間、改修工事は実施されないまま今日に至っています。このため、屋上防水の劣化や外壁の亀裂、剥離が目立ってきています。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の施設は老朽化が進んでいますが、大規模修繕が未実施のものも多く、経過年数や劣化状況に応じて、優先度をつけて大規模修繕を順次実施していきます。建替え（更新）に際して、利用状況が低い施設に関しては、学校などの周辺の公共施設との複合化を検討します。今後、大規模な改修を行う際には、高齢者の利用が多いことからできる限りユニバーサルデザインを取り入れ、誰でも利用しやすい施設整備を目指していきます。 ➤ 公民館及び高野農村センターについては、地域活動の拠点であり、これらの機能はできるだけ維持しつつ、町としての適正なサービス供給を検討していきます。 					
関連する個別施設計画等					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」 					

図表4-2 施設一覧（文化系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
西公民館	平成2年5月	鉄筋コンクリート	西地区	1,449.00 m ²
南公民館/堤郷農村センター	昭和58年12月	鉄筋コンクリート	南地区	888.9 m ²
東公民館/田宮農村センター	昭和58年3月	鉄骨造	東地区	589.34 m ²
泉公民館/豊岡農村センター	昭和56年8月	鉄骨造	泉地区	579.54 m ²
高野農村センター	昭和61年3月	鉄骨造	西地区	575.89 m ²
合計				4,082.67 m²

2 社会教育系施設

施設類型	社会教育系施設	施設数	1	延床面積	4,434.30 m ²
対象となる主な施設	生涯学習センター/図書館				
管理形態	直営 1 施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民の様々な学習活動の拠点として、また、市民の教育と文化の発展に寄与するため、「生涯学習センター/図書館（カルスタすぎと）」を設置しています。 ➤ 「カルスタすぎと」は、PFI 事業手法で整備した施設で、設計、建設、維持管理、及び生涯学習センター事業の管理運営を PFI 事業手法によって行っています。管理運営は、PFI 事業者が包括業務委託により行っているものの、事業実施は町直営で行っています。 					
現状の課題					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震基準を満たしているものの、建築から 15 年以上経過していることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。 ➤ PFI 事業により施設については民間事業者が包括的に維持管理を行っているものの、事業の実施については町直営で行ない、各部屋の利用状況は一部を除き低くなっていることから、さらに効果的かつ効率的に管理運営するため、施設の維持管理業務と事業の運営業務を含め、包括的に民間活力を活用した管理手法の導入について検討が必要です。 ➤ 施設の使用料や教室等への受講料について、利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、減額・免除規程の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 改修工事については PFI 事業者が、提案を行い、町と協議して進める予定となっています。PFI 事業者による提案を受けて計画的に改修工事を進めていきます。 ➤ コスト効率性の観点から課題もあることから、運営手法を検証し、より効率的な運営体制へ向けた検討を行います。また、今後は施設の老朽化への対応に加え、利便性や機能の向上につなげるべく、計画的な老朽化対策を行い、施設の長寿命化を図ります。 					
関連する個別施設計画等					
➤ 「杉戸町個別施設計画（令和 3 年 3 月）」					

図表 4-3 施設一覧（社会教育系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
生涯学習センター／図書館	平成 17 年 11 月	鉄骨鉄筋コンクリート	西地区	4,434.30 m ²
合計				4,434.30 m²

3 スポーツ・観光系施設

施設類型	スポーツ・観光系施設	施設数	3	延床面積	2,850.06 m ²
対象となる主な施設	ふれあいセンターエコ・スポいずみ、杉戸宿魅力発信拠点施設 等				
管理形態	直営3施設				

概要

- 町民の健康づくり、余暇・レクリエーションの場として、また、スポーツをはじめのきっかけづくりや競技力の向上を図る機会を提供するため、さらに、ふれあいと交流を促進する拠点として「ふれあいセンターエコ・スポいずみ」を設置しています。
- 古利根川流灯まつり及び杉戸宿等の観光資源への総合的な活用により、地域振興及び商業の活性化を図るとともに、郷土歴史に対する町民の理解と誇りの醸成に資する施設として、「杉戸宿魅力発信拠点施設」を設置しています。
- 野菜栽培を通じて、多くの町民が自然と親しみ、農業に触れ合う機会の創出を目的として市民農園を設置し、農機具等の保管場所、利用者の休憩所として「市民農園作業所」を設置しています。

現状の課題

【ふれあいセンターエコ・スポいずみ】

- 温浴機能については、杉戸町環境センターからの余熱利用が可能な間は継続が望まれますが、温浴機能の耐用年数の到来時期を捉え、今後の在り方について検討が必要です。
- 建物は耐震基準を満たしているものの、建築から20年以上経過していることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。
- さらに効率的かつ効果的な運用を図るため民間活力を活用した包括的な管理運営手法について検討が必要です。
- 施設使用料について、利用する町民と利用しない町民の負担の公平性の観点から、減額・免除規程の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。

【杉戸宿魅力発信拠点施設】

- 本町における観光拠点施設として今後も必要ですが、灯籠の作成や資材の保管場所の機能に加え、さらに有効な活用方法の検討が必要です。
- 平成30年（2018年）に建築した施設です。将来を見据え、計画的な改修が必要です。
- 現行の町直営による管理運営方式について見直し、観光協会などの地域力を活かした管理運営手法について検討が必要です。

【市民農園作業所】

- 町民が自然と親しみ、農業に触れ合う機会を提供するため当分の間、市民農園の機能を継続しますが、建物の耐用年数の到来時期を捉え、今後の施設の在り方について検討が必要です。
- 作業所は耐震基準を満たし、建築から25年以上経過しています。施設の在り方の検討結果に応じた維持管理が必要です。当分の間、現行どおりとしますが、市民農園の経営は、農地の所有者でも運営が可能なことから、行政の役割を明確にしたうえで、土地所有者が自ら経営することについて協議が必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 施設ごとに利用実態や利用度が大きく異なる中、利用度が低い施設については、他の公共施設や民間施設の代替可能性も勘案し、統廃合も含めて施設の在り方を見直します。また、効率的な管理の促進によりコストの抑制に努め、特にふれあいセンターエコ・スポいずみのように維持管理コストが高い施設を中心に運営の効率化を図ります。
- 杉戸宿魅力発信拠点施設は、計画的な改修を行い、施設を継続使用します。
- 市民農園作業所は、今後、計画的に老朽化対策を行うとともに、栽培講習会の実施や農機具貸与など運営方法の見直しを検討します。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」

図表4-4 施設一覧（スポーツ・観光系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
ふれあいセンターエコ・スポいずみ	平成9年6月	鉄骨鉄筋コンクリート	泉地区	2,452.62 m ²
杉戸宿魅力発信拠点施設	平成30年3月	鉄骨造	中央地区	342.83 m ²
市民農園作業所	平成6年4月	軽量鉄骨造	中央地区	54.61 m ²
合計				2,850.06 m ²

4 産業系施設

施設類型	産業系施設	施設数	4	延床面積	4,119.57 m ²
対象となる主な施設	杉戸深輪産業団地地区センター、アグリパークゆめすぎと 等				
管理形態	直営2施設、指定管理2施設				

概要

- 産業の振興、町民同士の交流、文化の向上及び健康の増進を図るため、「杉戸深輪産業団地地区センター」を設置しています。
- 農業資源・農村空間等の総合的な活用により農業への理解を深めるとともに、食による健康の増進と地域とのふれあいの場や、農産物及び商工品を提供することを目的として「アグリパークゆめすぎと」を設置しています。
- 桜井地区全域の治水対策施設として「桜井排水機場」を設置しています。

現状の課題

【杉戸深輪産業団地地区センター】

- 耐震基準を満たしているものの、建築から15年以上経過していることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。
- 併設している町民サービスコーナーの利用状況を精査し、町民サービス向上の観点から今後の在り方について検討が必要です。

【アグリパークゆめすぎと】

- アグリパーク本館棟、ガーデン棟、農園管理棟については、耐震基準を満たしているものの、建築から20年以上経過していることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。
- 物販やレストランの売り上げで安定した経営を行っていることから民間への譲渡が望まれるものの、「道の駅」としての位置づけから、「指定管理者制度」を採用して継続して運営していく方針です。今後は、業務仕様書の見直しや、事業者の選定方法、モニタリング評価の充実強化などが必要です。

【アグリパークゆめすぎと 育苗施設】

- 育苗施設については、米等の苗を育て出荷して収益を挙げている施設であり、民間事業者が自立した経営で運営ができる可能性があることから、農業振興を図るための支援の在り方を別途検討し、施設の譲渡について協議・検討が必要です。

【桜井排水機場】

- 建築から40年以上経過し、老朽化が進んでいることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 杉戸深輪産業団地地区センターは、施設の安全を確保するため、劣化状況や修繕箇所に優先度をつけ、計画的な維持管理に努めます。
- アグリパークゆめすぎとは、道の駅として道路利用者への休憩施設にとどまらず、農産物直売所・食堂・体験農園等、農業を通じた地域活性化を図る施設です。今後、老朽化対策を行うとともに、機能強化を図り、更なる魅力向上を目指します。なお、更新（建替え）に際し

ては、利用状況や町民ニーズの把握に努めながら、機能の見直しを検討し、必要に応じて他の施設との複合化等を勘案するなど、施設の有効活用を図ります。

- 育苗施設は、農業振興の拠点及び観光拠点として、また、町の経済の活性化の拠点として機能を継続します。しかしながら、米等の苗を育て、出荷して収益を挙げている施設であり、民間事業者が自立した経営で運営ができる可能性があることから、施設の譲渡について協議・検討します
- 桜井排水機場は、地域の浸水被害を軽減する重要な役割を果たす施設であることから、今後、計画的な老朽化対策を行うとともに、近年の集中豪雨等の異常気象に備え、排水能力や機能の強化を検討していきます。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」

図表4-5 施設一覧（産業系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
杉戸深輪産業団地地区センター	平成14年8月	鉄骨造	泉地区	1,662.78 m ²
アグリパークゆめすぎと	平成13年3月	鉄骨造	東地区	1,678.83 m ²
アグリパークゆめすぎと 育苗施設	平成5年4月	鉄骨造	東地区	709.12 m ²
桜井排水機場	昭和51年3月	鉄筋コンクリート	泉地区	68.84 m ²
合計				4,119.57 m²

5 学校教育系施設

施設類型	学校教育系施設	施設数	10	延床面積	64,796.53 m ²
対象となる主な施設	杉戸小学校、杉戸第三小学校 等				
管理形態	直営 10 施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 38 条及び第 49 条の規定に基づき、「小学校」6 校を設置しています。 ➤ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 38 条及び第 49 条の規定に基づき、「中学校」3 校を設置しています。 ➤ 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき、町立小中学校の児童・生徒等に給食を提供するため、「学校給食センター」を設置しています。 					
現状の課題					
<p>【小学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 校舎・体育館など主要な建物については全て耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年を超える建物もあり、老朽化が進んでいることから、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図ることが必要です。 ➤ 児童数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から適正規模、適正配置についての検討が必要です。 ➤ 学校が、地域コミュニティの拠点として位置づけられていることを踏まえ、学校の教室の利用実態を把握し、学校経営に支障のない範囲で周辺の地域利用施設との複合化の検討が必要です。 <p>【中学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 校舎・体育館など主要な建物については全て耐震基準を満たしているものの、建築から 50 年を超える建物もあり、老朽化が進んでいることから、予防保全を含めた計画的な改修により長寿命化を図ることが必要です。 ➤ 生徒数及び学級数の推移を精査し、子どもたちの教育環境の向上及び社会性の確保の観点から適正規模、適正配置についての検討が必要です。 ➤ 少人数学級（35 人学級）の導入について国での検討状況も注視していくことが必要です。 ➤ 学校が、地域コミュニティの拠点として位置づけられていることを踏まえ、学校の教室の利用実態を把握し、学校経営に支障のない範囲で周辺の地域利用施設との複合化の検討が必要です。 <p>【学校給食センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震基準を満たし、建築から 15 年以上経過しています。予防保全を含む計画的な改修が必要です。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 杉戸小学校、杉戸中学校は、老朽化が進んでいるため改修・修繕を実施していきます。 ➤ また、学校の建物の多くは、屋上防水の劣化や外壁の亀裂、剥離が目立ち機能低下が進んでおり、建築年数や改修状況等を基準に、優先度をつけて改修、修繕を実施していきます。ま 					

た、それにあわせ、障がい者用トイレやスロープ等のバリアフリー化や防災機能の強化を図ります。

- 今後、年少人口は徐々に減少傾向になることが見込まれているため、学校には余裕教室が生じてくることから、そのようなスペースについては、教育活動へ支障が生じない範囲で、他用途への転用により、有効活用を図ります。
- 将来的には、少子化が進む見通しであることから、施設の更新や大規模な改修時には、将来の児童、生徒数の見込みに基づき、集約化、複合化等の検討を行い、学校の施設規模の適正化を図っていきます。また、長期に校舎や体育館を使用する必要があることから、児童生徒の安全確保を最優先に、躯体の強度を確認しながら、年数に応じた整備メニューを検討し、予防保全や改修、改築を検討していきます。
- 学校給食センターは、今後の児童生徒数に見合った厨房機器等の更新を進めます。また、厨房機器の更新にあたり、今後現状ボイラーから別動力にて調理等が可能な機器（オール電化等）についても検討していきます。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」
- 「杉戸町学校施設長寿命化計画（令和3年3月）」

図表4-6 施設一覧（学校教育系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
杉戸小学校	昭和42年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	8,093.82 m ²
杉戸第三小学校	昭和54年3月	鉄筋コンクリート	南地区	4,123.00 m ²
西小学校	昭和48年3月	鉄筋コンクリート	西地区	5,736.00 m ²
杉戸第二小学校	昭和52年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	8,716.00 m ²
泉小学校	昭和45年3月	鉄筋コンクリート	泉地区	5,320.00 m ²
高野台小学校	平成6年3月	鉄筋コンクリート	西地区	6,241.00 m ²
杉戸中学校	昭和32年11月	鉄筋コンクリート	中央地区	9,813.37 m ²
東中学校	昭和58年3月	鉄筋コンクリート	泉地区	5,682.57 m ²
広島中学校	昭和57年3月	鉄筋コンクリート	南地区	8,823.49 m ²
学校給食センター	平成13年3月	鉄骨造	泉地区	2,247.28 m ²
合計				64,796.53 m²

6 子育て支援施設

施設類型	子育て支援施設	施設数	15	延床面積	6,546.35 m ²
対象となる主な施設	高野台保育園、西幼稚園 等				
管理形態	直営15施設				

概要

- 就労等を理由に保護者が保育することのできない乳幼児を入所させ、保護者に代わって保育をするための「町立保育園」を3か所設置しています。
- 幼児の健やかな成長と心身の発達を助長する幼児教育の環境を提供するために、「町立幼稚園」を3か所設置しています。
- 町内には認可保育園が3か所、私立幼稚園が1か所設置されています。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後や長期休暇等に適切な遊び及び生活の場を提供し、家庭・地域等との連携のもと健全な育成を行うための施設として「放課後児童クラブ」を9か所設置しています。
- 子育て家庭への育児支援及び児童福祉の向上を図るため、町立の「子育て支援センター」を2か所設置しています。
- 泉子育て支援センターは「児童館」の機能と一体となった複合施設となっており、「児童館」では、児童に健全な遊び場を提供し、心身共に健やかな育成を図ります。

現状の課題

【保育園・幼稚園共通事項】

- 少子化の進展に伴い児童数が減少傾向にあるものの、共働き世帯の増加に伴い、幼児教育や保育に係るニーズが高まっているため、今後も必要な施設です。
- 保育園によっては定員を下回る入所児童数となっていること、民間の参入が進んでいること、民間と公立のサービス水準がほぼ同等の中で費用対効果を視野に入れる必要があること、令和元年（2019年）10月より幼児教育・保育の無償化により潜在的な保育ニーズの顕在化が進んでいることから、町立保育園及び町立幼稚園の役割を明確にしたうえで、運営の在り方、配置の在り方について検討が必要になっています。
- 幼稚園については、平成22年策定の町立幼稚園再編計画に基づき統廃合を進めているものの、その後の児童数の減少状況を考慮し、改めて幼稚園の在り方や適正な配置等について検討が必要になっています。

【高野台保育園】

- 高野台保育園は建築から20年以上経過しているため、予防保全を含む計画的な改修が必要です。

【西幼稚園】

- 西幼稚園は、園舎が建築から40年以上経過し老朽化が顕著のため、建替え等を含め、西幼稚園の在り方や町立幼稚園の適正な配置等について検討が必要です。

【放課後児童クラブ共通事項】

子どもたちの安全性、利便性の観点から、国が示す一人当たりの基準面積を基本に、必要なクラブ数を、①学校の教室の活用、②学校敷地内に建設する、③周辺の公共施設の活用の基準で確保していく必要があります。

- 他の自治体における児童クラブの利用料等の状況を精査し、受益者負担の適正化について検討が必要です。

【内田放課後児童クラブ／内田第2放課後児童クラブ、西第2放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブ／中央第2放課後児童クラブ、泉放課後児童クラブ、高野台放課後児童クラブ】

- いずれも小学校の校舎の一部を使用しています。
- 児童1人あたり面積については、西第2放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブ／中央第2放課後児童クラブ、泉放課後児童クラブ及び高野台放課後児童クラブは国の基準を上回っています。一方で、内田放課後児童クラブ／内田第2放課後児童クラブは国の基準を下回っているため、今後の施設の在り方について検討が必要です。

【南放課後児童クラブ】

- 旧施設は、杉戸第三小学校の敷地内に専用施設を設置し、耐震基準は満たしているものの、建築から25年以上経過していること等から、杉戸第三小学校の敷地内で令和3年度（2021年度）中に新施設が完成予定です。
- 児童1人あたり面積は1.27㎡で、国の基準を下回っていましたが、新施設の児童1人あたり面積は2.17㎡で、国の基準を満たすこととなります。

【西放課後児童クラブ】

- 西小学校の敷地内に専用施設を設置し、耐震基準を満たしているものの、建築から15年以上経過しているため、継続使用するための修繕が必要です。
- 児童1人あたり面積は国の基準を上回っています。

【杉戸子育て支援センター】

- 旧杉戸小学校跡地有効活用検討事業の進捗に合わせ、他施設への機能移転を行いました。

【泉子育て支援センター／泉児童館】

- 児童館は、0歳から18歳まで使用する施設であり、児童青少年の居場所づくりの観点から継続するものの、事業内容の拡充について検討が必要です。
- 多様な子育てニーズに柔軟に 대응するため、行政の役割を明確にした上で、民間活力の活用を図る運営手法の検討も必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 西幼稚園は、施設の主体である木造の園舎は築40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、建替え等を含め、西幼稚園の在り方や町立幼稚園の適正な配置等について検討します。
- その他の保育園・幼稚園等の施設のうち、築20年以上を経過した高野台保育園は、経年劣化による空調設備内の汚れや調理室床面の損傷等が見られることから、施設の長寿命化を図るための適切な対応を行っていく必要があります。
- 内田放課後児童クラブ／内田第2放課後児童クラブ、西第2放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブ／中央第2放課後児童クラブ、泉放課後児童クラブ、高野台放課後児童クラブ

は、小学校の校舎の一部を使用していることから、小学校の保全計画に合わせて改修します。

- 南放課後児童クラブの旧施設は、耐震基準を満たしているものの、建築から25年以上経過しています。児童1人あたりの面積が基準面積を下回ることから、杉戸第三小学校の敷地内で令和3年度(2021年度)中に新施設が完成予定です。
- 西放課後児童クラブは、耐震基準を満たしているものの、建築から15年以上経過しているため、必要な修繕を行い継続使用します。
- 長期的には、少子化や人口減少などの影響による社会情勢の変化と住民のニーズに対応した施設整備を念頭におきながら、安易に新たな施設の整備を行うのではなく、既存施設の活用や他施設の転用等の検討を行い、それでも対応できないようであれば、需要に応じた施設整備を検討します。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画(令和3年3月)」

図表4-7 施設一覧(子育て支援施設)

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
泉保育園	平成24年3月	木造	泉地区	1,074.23 m ²
高野台保育園	平成10年3月	鉄骨造	西地区	1,016.78 m ²
中央幼稚園	平成23年3月	木造	中央地区	1,055.25 m ²
西幼稚園	昭和52年12月	木造	西地区	668.00 m ²
すぎと幼稚園/すぎと保育園	平成28年3月	木造	中央地区	2,239.06 m ²
内田放課後児童クラブ/内田第2放課後児童クラブ	昭和42年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	0.00 m ² (※2)
南放課後児童クラブ(※1)	平成4年3月	軽量鉄骨造	南地区	49.00 m ²
西放課後児童クラブ	平成16年8月	軽量鉄骨造	西地区	164.03 m ²
西第2放課後児童クラブ	平成12年3月	軽量鉄骨造	西地区	0.00 m ² (※2)
中央放課後児童クラブ	昭和52年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	0.00 m ² (※2)
中央第2放課後児童クラブ	昭和56年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	0.00 m ² (※2)
泉放課後児童クラブ	昭和45年3月	鉄筋コンクリート	泉地区	0.00 m ² (※2)
高野台放課後児童クラブ	平成6年3月	鉄筋コンクリート	西地区	0.00 m ² (※2)
杉戸子育て支援センター	平成17年11月	鉄骨鉄筋コンクリート	西地区	0.00 m ² (※2)
泉子育て支援センター/泉児童館	平成24年3月	木造	泉地区	280.00 m ²
合計				6,546.35 m²

※1 南放課後児童クラブは、令和3年度(2021年度)中に新施設が完成予定です。

※2 延床面積が0.00 m²の放課後児童クラブにつきましては、小学校校舎内に立地し、杉戸子育て支援センターにつきましては、生涯学習センター内に立地しています。

7 保健・福祉施設

施設類型	保健・福祉施設	施設数	3	延床面積	3,559.09 m ²
対象となる主な施設	すぎとピア、デイケアかわせみ 等				
管理形態	直営 1 施設、指定管理 2 施設				

概要

- 高齢者福祉及び地域福祉活動を総合的に推進し、豊かな長寿・福祉社会を形成するため、「すぎとピア」を設置しています。
- 在宅の障がい者に対して、日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会的自立の助長を図るため、「デイケアかわせみ」を設置しています。
- 町民の健康の保持及び増進を図るため、保健センターを設置しています。

現状の課題

【すぎとピア】

- 高齢者の健康生きがいづくりの施設として継続するものの、利用者の多くが入浴利用となっていることから、介護予防のための事業展開や創作活動など事業の在り方について検討が必要です。
- 耐震基準を満たしているものの、建築から 25 年以上経過しているため、予防保全を計画的に実施する必要があります。
- 風呂のボイラー及び配管の更新時期を控え、今後多額の改修費用が必要となることから、町内の他の入浴施設（民間含む）の設置状況を精査し、入浴施設の在り方について検討が必要です。
- 指定管理者制度を継続するものの、業務仕様書の見直しや、事業者の選定方法、モニタリング評価の充実強化などが必要です。また、施設の使用料については、利用する町民と利用しない町民との負担の公平性の観点から、減額・免除規程の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。

【デイケアかわせみ】

- 耐震基準を満たし、建築から 15 年以上経過しています。
- 障害者総合支援法に基づく事業スキームにより、民間事業者が事業認可を受け、自立した経営が可能なことから、施設の譲渡について協議・検討が必要です。

【保健センター】

- 耐震基準は満たしているものの、建築から 35 年以上経過し老朽化が進んでいます。障害者差別解消法に基づきエレベーターの設置が必要なものの未設置なこと、トイレの洋式化が進んでいないこと、各種健診時には駐車場が不足していることなどの施設としての課題があることから、他の公共施設への移転の検討が必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 大規模改修が未実施の施設については、大規模改修の是非を速やかに検討し、取り組むこととするほか、各施設についても計画的に点検を実施し、点検結果を踏まえた修繕による長寿命化を基本的な考え方とするとともに、ライフサイクルコストが最小限となる効率的な維持管理に努めます。

- 今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者福祉施設のニーズは一段と高まることが予想されるため、既存の施設を維持していくほか、民間事業者によるサービス提供との重複が過度に生じないように留意して、他施設との複合化についても必要に応じて検討していきます。また、費用対効果や地域で見守るという考えのもと、集中型の大型施設の維持に方策を限定せず、分散型の生活圏内での活動支援や他施設との統廃合も視野に入れた検討を行います。
- デイケアかわせみについては、当面の間は指定管理者による管理運営を行います。なお、実績等を踏まえ、補助金等の適正化法の関係を整理し、民間事業者への施設の譲渡について協議・検討します。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」

図表4-8 施設一覧（保健・福祉施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
すぎとピア	平成6年10月	鉄筋コンクリート	南地区	2,154.47 m ²
デイケアかわせみ	平成17年3月	鉄骨造	中央地区	228.04 m ²
保健センター	昭和60年2月	鉄筋コンクリート	南地区	1,176.58 m ²
合計				3,559.09 m ²

8 行政系施設

施設類型	行政系施設	施設数	15	延床面積	11,497.19 m ²
対象となる主な施設	杉戸町役場、文化財資料室 等				
管理形態	直営 15 施設				

概要

- 行政サービスの提供のほか、議会機能・防災機能などを備えた「杉戸町役場」を設置し、市民の暮らしに必要な手続きや相談窓口などを備えています。
- 本町の歴史資料・民俗資料等を収集・保存するため「文化財資料室」を設置しています。
- 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水害、火災又は地震等の災害における地域防災活動の拠点として「消防施設」を8か所設置しています。
- 災害時における被災者の避難所等で生活するための水や食糧等の備蓄品や救助用の資機材等を収納するため「防災備蓄機材倉庫」を設置しています。
- 町内から排出される可燃性廃棄物の適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし「杉戸町環境センター」を設置しています。
- 市民から排出される資源ごみ（びん・かん・ペットボトル・紙・布）の再生資源化を図り、ごみの減量化を推進することを目的に「杉戸町リサイクルセンター」を設置しています。
- 選挙投票所として「第13投票所」を設置しています。
- 人権教育を推進するため「下本村集会所」を設置しています。

現状の課題

【杉戸町役場】

- 耐震基準を満たしているものの、建築から本庁舎は55年以上、第一庁舎は40年以上経過し老朽化が進んでいること、バリアフリー対策や省エネ対策が進んでいないこと、庁舎が複数の棟に分散され来庁者へのワンストップサービスなど利便性の面で課題があります。
- 建物の躯体や設備等を良好な状態で維持していくための改修費用をはじめ、バリアフリー化、省エネルギー化等の費用を考慮するとともに、他の行政機能の集約化や複合化についても検討した上で、建替えの検討が必要です。
- 保守管理業務等の委託契約について、個別契約方式から包括委託形式への検討が必要です。

【文化財資料室】

- 建築から50年以上経過し、老朽化が進んでいることや、資料の保存機能が十分でないことから、他の公共施設への移転の検討が必要です。
- 機能の移転に合わせ、本町の歴史や生活文化の資料を展示・保存することに加え、体験交流型の事業展開を図るなかで、市民をはじめ周辺からの多くの来場者が訪れるような管理運営手法について、民間活力の活用を含め検討が必要です。

【消防施設】

- 社会状況の変化より団員の確保が難しいことも見込まれることから、消防団組織・配置の在り方について関係団体と協議し、検討が必要です。

- 消防団組織・配置の在り方の協議結果に基づき、必要に応じて施設の再編・再配置の検討が必要です。
- 消防団第1分団、消防団第4分団、消防団第5分団、消防団第6分団、消防団第7分団及び消防団第8分団については、建物の耐用年数の到来時期を捉え、建替えを含めた施設の配置の検討が必要です。
- 消防団第2分団については、耐震基準は満たしているものの、建築から25年以上経過しています。施設の配置の検討結果に応じた維持管理が必要です。

【防災備蓄機材倉庫】

- 避難所等に避難を余儀なくされた被災者の生活を支援するための食糧の備蓄や、発災後の迅速な復旧活動のための救助用資機材を格納しておくための備蓄機材倉庫の配置の必要性は高まっています。
- 耐震基準を満たしており、新棟は建築から7年、旧棟は30年以上経過しています。予防保全を含む計画的な改修が必要です。

【杉戸町環境センター】

- 将来的には隣接自治体との広域化への検討が必要です。
- 耐震基準を満たしていますが、建築から20年以上経過しているため、長期施設整備計画に基づいた計画的な改修を継続する必要があります。

【杉戸町リサイクルセンター】

- 耐震基準を満たしていますが、建築から20年以上経過しているため、予防保全を含む計画的な改修が必要です。なお、将来的には隣接自治体との広域化の検討が必要です。

【第13投票所】

- 建築から55年以上経過し老朽化が顕著となっているため、地域や利用団体との協議のうえ、他施設への移転の検討が必要です。

【下本村集会所】

- 耐震診断は実施していますが、耐震補強が未実施です。建築から40年以上経過し老朽化が進んでいるため、地域や利用団体との協議のうえ、他施設への移転の検討が必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 役場庁舎は、庁舎建替えの計画を策定し、庁舎の更新及び他の公共施設との集約化・複合化の検討を行います。
- 文化財資料室は本町の歴史資料・民俗資料等を後世に引き継いでいく重要な役割を果たすため、業務を継続します。施設は、耐震基準をおらず、建築から50年以上経過し、老朽化が進んでいること、資料の収蔵・保存には十分な環境となっていないことから、他の公共施設への移転を進めます。移転にあたっては、杉戸町役場の建替えや新たな公共施設建設に合わせた複合化や管理手法の在り方についても検討します。
- 消防施設については、消防機能を維持していく観点から、計画的な点検や点検結果を踏まえた修繕等を実施し、老朽化が進んでいる施設の建替え等の更新を検討します。
- 杉戸町環境センターは、杉戸町環境センター長期施設整備計画に基づき、焼却設備の改修を行います。また、今後のごみ処理の広域化を考慮し、ストックマネジメント（既存の構造物

や施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法）の考えに基づき維持管理を行います。

- 第 13 投票所は、将来的に有権者数の減少を考慮し投票所の代替等を計画して廃止の方向を検討していきます。
- 下本村集会所は、基本的人権を尊重し、人権教育を推進するため、業務を継続します。施設は、木造平屋建てで耐震診断は実施していますが、耐震補強は未実施です。建築から 40 年以上経過し、老朽化が著しいこと、建物の安全性が危惧されることから、地域や利用団体との協議のうえ、他施設への移転を検討します。管理運営については、現行どおりとします。

関連する個別施設計画等

- 「杉戸町個別施設計画（令和 3 年 3 月）」
- 「杉戸町環境センター長期施設整備計画」

図表 4-9 施設一覧（行政系施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
杉戸町役場	昭和 38 年 4 月	鉄筋コンクリート	中央地区	5,636.23 m ²
文化財資料室	昭和 44 年 3 月	鉄筋コンクリート	中央地区	321.95 m ²
消防団第 1 分団	昭和 56 年 12 月	木造	西地区	43.89 m ²
消防団第 2 分団	平成 3 年 2 月	鉄骨造	中央地区	57.78 m ²
消防団第 3 分団(※1)	昭和 55 年 12 月	木造	中央地区	35.60 m ²
消防団第 4 分団	昭和 59 年 3 月	木造	中央地区	51.34 m ²
消防団第 5 分団	昭和 57 年 8 月	木造	南地区	48.02 m ²
消防団第 6 分団	昭和 58 年 3 月	木造	東地区	51.34 m ²
消防団第 7 分団	昭和 56 年 12 月	木造	泉地区	46.37 m ²
消防団第 8 分団	昭和 60 年 3 月	木造	東地区	51.34 m ²
防災備蓄機材倉庫	平成 2 年 3 月	鉄骨造	中央地区	356.74 m ²
杉戸町環境センター	平成 9 年 2 月	鉄骨鉄筋コンクリート	泉地区	3,850.92 m ²
杉戸町リサイクルセンター	平成 8 年 2 月	鉄筋コンクリート	泉地区	656.50 m ²
第 13 投票所	昭和 37 年 3 月	木造	東地区	162.00 m ²
下本村集会所	昭和 51 年 3 月	木造	南地区	127.17 m ²
合計				11,497.19 m²

※1 消防団第 3 分団は、旧杉戸小学校跡地活用事業のため、建替え予定です。

9 公営住宅

施設類型	公営住宅	施設数	2	延床面積	5,286.79 m ²
対象となる主な施設	下高野団地、三本木団地				
管理形態	直営 2 施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、「町営住宅」を2か所設置しています。 					
現状の課題					
【下高野団地、三本木団地】					
<ul style="list-style-type: none"> 住宅に困窮する所得の低い町民に対して、低廉な家賃で住宅を提供する公営住宅の機能は継続するものの、町内の民間賃貸住宅の空き家の状況や、国における民間ストックを活用した公営住宅の提供指針を踏まえ、本町としての公営住宅の管理戸数を示したうえで、公と民の役割を明確にし、今後の在り方について検討が必要です。 下高野住宅は旧耐震基準の建物で、耐震診断の結果、耐震補強は不要との判定があり、建築から40年以上経過しています。三本木住宅は、耐震基準を満たし、建築から30年以上経過しています。各施設ともに老朽化が進んでいることから、長寿命化計画をふまえた計画的な改修が必要です。 効率的な管理運営について民間活力の活用を含め検討が必要です。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> 大規模改修が未実施の施設については、大規模改修の是非を速やかに検討し、取り組むこととするほか、各施設についても計画的に点検を実施し、点検結果を踏まえた修繕を行うとともに、予防保全を行うことで、長寿命化を図ります。 また、将来的に老朽化が進み、安全性を確保できない事態が生じた際には、その時代に即した公営住宅の運営に努め、集約することも検討していきます。 					
関連する個別施設計画等					
<ul style="list-style-type: none"> 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」 					

図表4-10 施設一覧（公営住宅）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
下高野団地	昭和 55 年 3 月	鉄筋コンクリート	西地区	1,141.94 m ²
三本木団地	昭和 62 年 9 月	鉄筋コンクリート	中央地区	4,144.85 m ²
合計				5,286.79 m²

10 公園

施設類型	公園	施設数	8	延床面積	513.60 m ²
対象となる主な施設	倉松公園、杉戸西近隣公園 等				
管理形態	直営2施設、指定管理6施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 町内には公園等（広場等及び休憩施設を含む）が63か所あり、施設のある公園等は8か所で、管理事務所、資材等の保管用倉庫、公園利用者用トイレを設置しています。 					
現状の課題					
<p>【公園共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来的に、管理運営を指定管理者制度へ移行していない場合は、移行への検討が必要です。 ➤ スポーツ施設の利用料金について、利用する住民と利用しない住民との負担の公平性の観点から、減額・免除規程の見直しを含めて受益者負担の適正化について検討が必要です。 <p>【倉松公園、杉戸西近隣公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震基準を満たしているものの、建築から30年以上経過していることから、予防保全を含む計画的な改修が必要です。 <p>【いずみ公園、さくら公園、深輪健康公園、屏風フットサルパーク、国体記念運動広場、大島新田調節池休憩施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園内に設置されているトイレなどの建築物については、利用者の利便性や公衆衛生を確保する観点から、継続使用するための修繕が必要です。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各施設についても計画的に点検を実施し、点検結果を踏まえた修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。 					
関連する個別施設計画等					
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」 					

図表4-11 施設一覧（公園）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
倉松公園	平成元年3月	鉄筋コンクリート	中央地区	215.84 m ²
杉戸西近隣公園	昭和61年4月	鉄筋コンクリート	西地区	180.18 m ²
いずみ公園	平成15年9月	鉄骨造	泉地区	32.40 m ²
さくら公園	平成15年9月	鉄骨造	泉地区	24.75 m ²
深輪健康公園	平成29年8月	鉄筋コンクリート	泉地区	7.99 m ²
屏風フットサルパーク	平成29年8月	鉄筋コンクリート	泉地区	13.98 m ²
国体記念運動広場	平成15年9月	鉄筋コンクリート	中央地区	24.48 m ²
大島新田調節池休憩施設	平成24年3月	鉄骨造	中央地区	13.98 m ²
合計				513.60 m²

11 その他

施設類型	その他	施設数	2	延床面積	29.47 m ²
対象となる主な施設	旧高野団地汚水処理場、旧大栄団地汚水処理場 等				
管理形態	直営 2 施設				
概要					
➤ 現在使用していない遊休施設等が該当します。					
現状の課題					
【旧高野団地汚水処理場、旧大栄団地汚水処理場】					
➤ すでに機能を廃止しているため、他の用途で公共活用がない場合は、処分の検討が必要です。					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
➤ 旧高野団地汚水処理場及び旧大栄団地汚水処理場は、すでに機能は廃止していることから、他用途で公共活用の有無について庁内調査を行い、公共活用がない場合は、売却を検討します。					
関連する個別施設計画等					
➤ 「杉戸町個別施設計画（令和3年3月）」					

図表4-12 施設一覧（その他）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
旧高野団地汚水処理場	昭和 44 年 3 月	鉄筋コンクリート	西地区	15.78 m ²
旧大栄団地汚水処理場	昭和 42 年 9 月	鉄筋コンクリート	西地区	13.69 m ²
合計				29.47 m ²

12 上下水道施設

施設類型	上下水道施設	施設数	5	延床面積	3,561.26 m ²
対象となる主な施設	西排水機場/調整池、むさし堤団地汚水処理場 等				
管理形態	直営 5 施設				
概要					
<ul style="list-style-type: none"> 上下水道施設は、ライフラインとして重要な役割を担っており、町民が生活するうえで必要不可欠な施設となっています。 					
現状の課題					
<ul style="list-style-type: none"> 下水道施設については、老朽化が進んでおり、耐震診断および補強を実施していない施設があります。 水道施設についても老朽化した施設が多く、水道耐震指針で示す配水場の耐震基準にて耐震診断を実施した結果、第 2 配水場、第 3 配水場の配水池及び第 2 配水場のろ過機が基準を満たしていなかったため、耐震改修を実施してきました。 					
公共施設等の管理に関する基本的な考え方					
<ul style="list-style-type: none"> むさし堤団地においては、公共下水道の工事を実施しており、当該団地内で供用開始された場合、むさし団地汚水処理場は廃止になります。このため、廃止になるまでは維持管理していく必要があります。なお、令和 4 年度（2022 年度）に廃止となる見込みです。 その他の施設については、定期的に点検を実施し、点検結果を踏まえた修繕を行うとともに、予防保全を行うことで長寿命化を図っていきますが、全施設とも老朽化が進んでいるため、将来的に建替え等を視野に入れる必要があります。 水道の事業運営は事業規模が大きくなるほど運営基盤が強化され安定性が向上することから、人件費や施設管理などのコストを縮減する効果が期待できます。県内の水道事業体でもブロック単位での広域統合を目指します。 					
関連する個別施設計画等					
<ul style="list-style-type: none"> 杉戸町水道ビジョン 杉戸町水道事業経営戦略 杉戸町下水道事業経営戦略 					

図表 4-13 施設一覧（上下水道施設）

施設名	建築時期	構造	地区	延床面積
西排水機場/調整池	昭和 62 年 2 月	鉄筋コンクリート	西地区	87.35 m ²
むさし堤団地汚水処理場	昭和 46 年 9 月	鉄筋コンクリート	西地区	22.09 m ²
第 1 配水場	昭和 48 年 3 月	ステンレス製など	中央地区	1,198.11 m ²
第 2 配水場	昭和 54 年 12 月	PCコンクリートなど	泉地区	359.22 m ²
第 3 配水場	昭和 56 年 3 月	PCコンクリートなど	東地区	1,894.49 m ²
合計				3,561.26 m²

13 インフラ施設

(1) 道路、橋りょう

概要
<ul style="list-style-type: none">➤ 本町が管理する道路は、令和3年（2021年）3月31日現在、1,864路線で、道路実延長484,132m、道路部面積2,316,341㎡、橋りょう207橋です。道路、橋りょうなどは、町民の日常生活や生産活動の基盤として、極めて大きな役割を果たしております。
現状の課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 本町においても、高度経済成長期に急激な都市化の進展及び人口の増加に伴い、道路や橋りょうなどのインフラ整備が集中的に行われました。町道をはじめとするこれらのインフラの多くは建設後30年以上経過し、今後数十年の間に、集中的に更新の時期を迎える大量更新時代を迎えようとしています。➤ また、適切な維持管理を欠いた場合には、老朽化した社会資本が本来の機能を保てなくなるおそれや、その崩壊等による事故の発生などが懸念されるところです。過去に設けたインフラを、限られた財源でどのように維持していくのか課題となっています。
公共施設等の管理に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">➤ 道路及び橋りょうは、安全性を確保しつつ、重要度に応じた適切な維持・管理を行います。橋りょうについては「杉戸町橋りょう長寿命化修繕計画」、幹線道路等については「杉戸町道路舗装修繕計画」に基づき、計画的に維持・管理を図ってまいります。
関連する個別施設計画等
<ul style="list-style-type: none">➤ 杉戸町橋りょう長寿命化修繕計画➤ 杉戸町道路舗装修繕計画

(2) 上下水道

概要
<ul style="list-style-type: none">➤ 上下水道施設は、ライフラインとして重要な役割を担っており、町民が生活するうえで必要不可欠な施設となっています。➤ 本町の上水道事業は、昭和33年（1958年）に給水を開始し、現在までに第1配水場、第2配水場、第3配水場を整備し、施設の更新や修繕等を行いながら現在に至っております。➤ 本町の下水道事業は、平成2年度（1990年度）に事業を開始し、下水の処理のほか地域において町民の暮らしを支える重要な役割を担っています。➤ 本町が管理する上下水道は、令和3年（2021年）3月31日現在、上水道が管路延長237,508m、下水道が管路総延長157,611mです。
現状の課題
<ul style="list-style-type: none">➤ 水道事業は、独立採算制を原則とした経営を行っています。本町では、民間活用により業務委託をし、人員削減等経費の節減に取り組む一方、企業債の新規借入れを抑制し、健全な経営に努めました。しかし、有収水量が減少し、料金収入が減少傾向にある中、将来的にも人口減少により水需要は減少していくことが予想され、収入の大部分を占める給水収益は減少

するものと予測されます。今後、アセットマネジメントを活用するなど、計画的な更新事業を進め、料金体系の見直しも含めた検討が必要となります。

- 昭和 33 年（1958 年）に給水を開始し、現在までに第 1 配水場、第 2 配水場、第 3 配水場を整備し、施設の更新や修繕等を行いながら現在に至っております。しかし、老朽化した施設が多く、水道耐震指針で示す配水場の耐震基準にて耐震診断を実施した結果、第 2 配水場及び第 3 配水場の配水池及び第 2 配水場のろ過機が基準を満たしていなかったため、耐震改修を実施してきました。また、水道管につきましては、基幹管路（導水管、送水管、配水管をいう。）の耐震化率は、平成 28 年度（2016 年度）現在で 34.6%となっており、県平均で 37.1%と県平均とほぼ同等の数値となっています。
- 下水道事業は、平成 28 年（2016 年）の使用料の改定により収益的収支比率は一時的に上昇していますが、平成 30 年度（2018 年度）以降は核家族化や節水機器の普及等による使用料収入の減により低下がみられます。当該指標を鑑みると単年度収支が赤字の状況が続いているため、引き続き不明水 対策を講じていくとともに、下水道への接続促進を行う必要があるほか、将来的に改めて使用料改定を検討する必要があります。
- 下水道事業は平成 2 年度（1990 年度）の供用開始から 30 年が経過し、更新計画の策定が必要です。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- 水道事業については、今後も、より災害に強い水道施設となるように計画的に耐震化率を向上させる必要があることから、老朽管の更新対策と合わせ災害時にも安定して供給を行うために耐震性を満たす管に布設替を行っていきます。また、今後、アセットマネジメントを活用するなど、計画的な更新事業を進め、料金体系の見直しも含めた検討を行います。
- 下水道事業については、老朽化対策について、管渠の経年劣化等により今後、施設更新や大規模修繕等の資本投資が必要となるため、更新計画を策定する必要があります。また、財政基盤の強化のため収入の確保に努めるとともに、一般会計との負担区分の適正化を図ります。さらに、収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国や企業債の資金を的確に調達します。なお、現世代の負担を後の世代に付け回すことが無いよう、適正な負担を図っていきます。

関連する個別施設計画等

- 杉戸町水道事業経営戦略
- 杉戸町下水道事業経営戦略

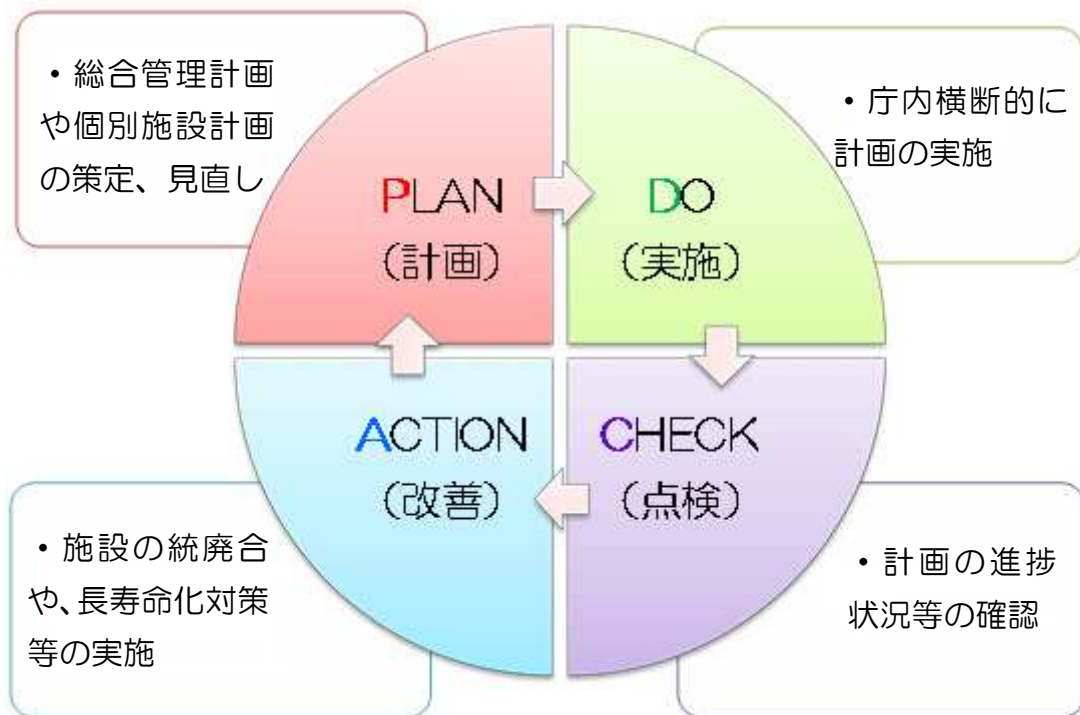
第5章 フォローアップの基本方針

1 フォローアップの進め方について

本計画では、今後の公共施設の総合的な管理を推進するための基本的な方針を示しており、また、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するためには、公共施設のマネジメントの取組を全庁的な取組とする必要があります。

令和2年度（2020年度）には「杉戸町個別施設計画」を策定しました。本計画及び個別施設計画をさらに効果的に推進するために、PDCAサイクルの仕組みにより、進行管理を行います。

図表5-1 PDCAサイクルの仕組み



フォローアップにあたって、総合政策課は、関係各課と連携し、現状や課題の共有、情報管理をするとともに杉戸町公共施設等アセットマネジメント推進会議を設置し、計画の確実な実行に向け進行管理を行います。

また、町民や議会への情報提供及び報告を適宜行うこととします。

なお、計画期間が30年間と長期にわたり、計画が実情とかけ離れたものにならないよう、必要に応じて本計画を改訂することとします。

2 町民や議会との情報共有について

- ① 本計画を踏まえた長寿命化計画及び保有最適化に向けた再編整備計画などの個別施設計画を策定するにあたっては、町民への説明及び議会への報告を行っていきます。
- ② 本計画に基づく施設の整備にあたっては、できるだけ地域や町民ニーズを汲み取りながら進めていきます。

杉戸町公共施設等総合管理計画

平成 29 年（2017 年）3 月 策定

令和 4 年（2022 年）3 月 改訂

発 行 杉戸町

〒345-8502

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2 丁目 9 番 29 号

TEL 0480 (33) 1111 (代表)

URL <http://www.town.sugito.lg.jp/>

編 集 財産管理課